

平成29年版／平成28年度決算

日新火災の現状 2017

*To Be a **Good Company***



はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について
わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状
2017」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

2017年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要 (2017年7月1日現在)

社 名 日新火災海上保険株式会社
本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地
TEL 03-3292-8000(大代表)
取締役社長 村島 雅人
創 業 1908年(明治41年)6月
資 本 金 203億円
従 業 員 数 2,292名
代 理 店 数 13,715店
U R L <http://www.nisshinfire.co.jp/>

子 会 社
日新火災総合サービス株式会社
日新情報システム開発株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2017年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

トップメッセージ	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	10

東京海上グループについて

東京海上グループ概要	12
東京海上グループについて	14

日新火災の経営について

日新火災の経営戦略	18
代表的な経営指標	19
2016年度の事業概況	24
内部統制基本方針	26
コーポレートガバナンスの状況	28
CSR(企業の社会的責任)の考え方	30
コンプライアンスの徹底	37
情報開示、情報提供活動	42
勧誘方針	43
リスク管理	44
資産運用	48
個人情報への対応	49
募集制度	52

商品・サービスについて

保険の仕組み	56
個人向け保険商品	60
個人向けサービス	62
企業向け保険商品	64
企業向けサービス	65

新商品の開発状況および約款・ 料率の改定	66
-------------------------------	----

業績データ

事業の状況	68
経理の状況	80

コーポレートデータ

沿革	118
株式の状況	119
会社の組織	121
役員の状況	122
従業員の状況	125
企業集団の状況	126
設備の状況	128
損害保険用語の解説	129
店舗の一覧	132
店舗ネットワーク	139

トップメッセージ



取締役社長 村島 雅人

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」は、熊本県をはじめ九州地方に大きな被害をもたらしました。当社では、地震発生後ただちに、本社災害対策本部・現地災害対策本部・現地地震対策室を設置し、対応を進めました。損害保険会社としての社会的責任を果たすべく、全国の社員および被災地の代理店が総力をあげて対応を行い、被災されたお客さまへ迅速かつ適正に保険金をお支払いすることに努めてまいりました。

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。

2015年4月からスタートしました中期経営計画「改革2017」におきましても、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、当社の使命である「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を徹底して追求してまいりました。お客さまにとってシンプルでわかりやすく、独自性のある商品の開発にも引き続き取り組み、2016年度は、お客さまのスポーツと健康な生活をサポートする新商品



**日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。**

- 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

「ジョイエ傷害保険（積立普通傷害保険・積立家族傷害保険）スポーツ向けプラン」や、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策サービスを充実させた、従業員の業務上のケガ・病気等に備える事業者向け新商品「労災あんしん保険（業務災害総合保険）」を開発し、販売を開始しました。

2017年度は、東京海上グループおよび当社の中期経営計画の最終年度にあたります。当社独自の高品質な商品とサービスを、ビジネスパートナーである代理店とともに提供することを通じて、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献し、リテールマーケットでお客さまから選ばれ成長する会社を目指してまいります。また、既成の価値観にとらわれることなく「選択と集中」を加速させ、事業構造の変革を進め、成長分野や新たな価値創造に経営資源を投じてまいります。

これからも当社は、経営理念の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいります。今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2017年7月

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指し、全役職員がお客さまの声を真摯に受け止め、お客さま満足度の向上に向けて会社業務全般の改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」への対応

❖ 「お客さまの声」 対応基本方針

当社は、「お客さまの声」対応基本方針を策定し、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」 対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

❖ 「ISO 10002」 規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に対外的に公表しました。

ISO10002は2004年に発行された国際規格です。当社では、規格への適合を維持するためにISO10002に準拠した内部監査の実施等で定期的に規格への適合を確認しています。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

❖ 「お客さまの声」 の受付窓口

当社ではお客さまの契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業店や損害サービス拠点、テレホンサービスセンター、お客さま相談室のほか、ホームページでも「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■最寄りの営業店・損害サービス拠点

(P.132「店舗の一覧」をご参照ください。)

契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービス拠点にお問い合わせください。

(受付時間 9:00～17:00・土日祝除く)

■テレホンサービスセンター

- ・保険金の請求に関するご相談やご不満を「サービス24」でお受けしています。

0120-25-7474(受付時間 24時間365日)

- ・当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを日新火災テレホンサービスセンターでお受けしています。

0120-616-898(受付時間 平日9:00～20:00

土日祝9:00～17:00)

2016年度は63,145件のお問い合わせ等を承りました。そのうち1,312件が「苦情と不満」となっています。

■お客さま相談室

相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店へのご不満を承っています。

0120-17-2424(受付時間 9:00～17:00・土日祝除く)

2016年度は3,248件のご相談等を承りました。そのうち609件が「苦情と不満」となっています。

■ホームページ照会窓口

(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

■ アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサービス品質の向上を図っていきます。

■ 自動車保険に関するアンケート

自動車保険の契約者を対象に実施しています。

2016年度のアンケートは、全国の契約者の中から無作為に抽出した3千名を対象に、当社や代理店に対する評価や満足度をお伺いしています。そのうち836名のお客さまからご回答をいただきました。

ご意見欄では「対応する方がよく相談に乗ってください、いろいろな情報提供や紹介もしていただけるので全面的に信頼して他の車3台もすべてお願いしています。」「引っ越しをして住所変更の連絡をした際、電話担当の方が丁寧に対応してくださいました。どう手続きをすればいいかわからなかったのでもう助かりました。」「以前、娘が追突されて2ヵ月半の入院と10ヵ月に及ぶリハビリ生活の中でいろいろと心配していただき、アドバイスをいただきました。以来、迷うことなく毎年更新をさせていただいています。」といったお褒めの声もいただいています。

■ 契約手続きに関するアンケート

契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており2016年度はご回答いただいた84.9%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

いただいたご意見は、契約手続き時の説明等の業務品質の向上にいかしています。

■ 保険金のお支払いに関するアンケート

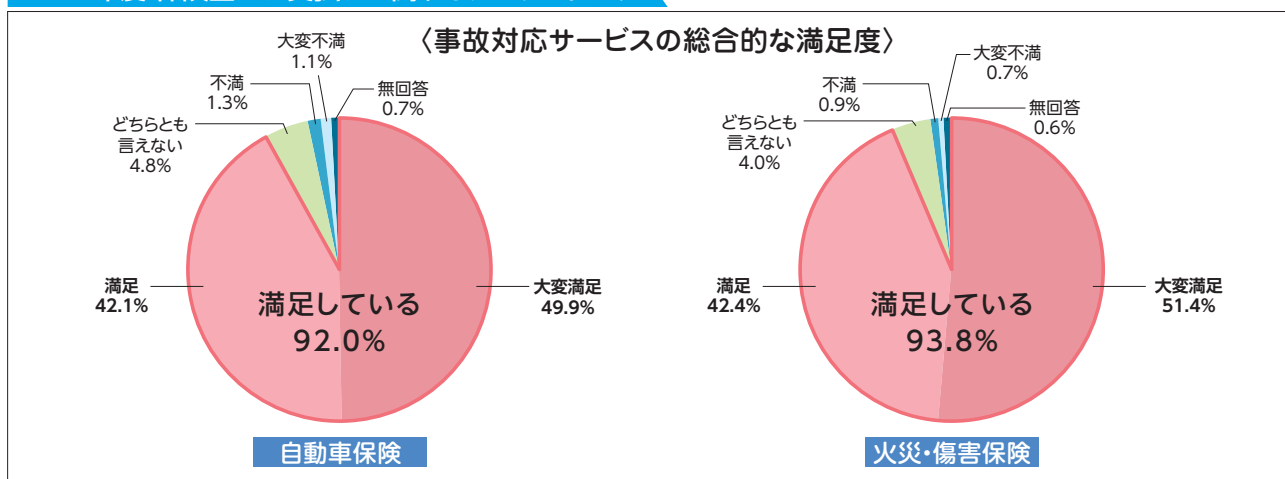
保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2016年度はお客さまから約2万6千件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの担当者対応や事故サービス等へのお客さまの評価を伺っています。

ご意見欄には次のようなお褒めの声もいただいています。

- ・素早い対応でとても助かりました。電話での対応では、わからないことに関しての説明も詳しくいただきました。また、代理店の方も事故の際すぐに現場に来ていただいて、安心しました。
- ・何度もお越しいただきありがとうございます。「最近では電話だけの対応も多い」とお聞きする中、日新火災さんは度々お越しくださり感謝しております。本当にありがとうございました。
- ・初めての事故で、どのように対応してよいのかわからず不安でしたが、親切に教えていただいたり、何度も連絡をしていただいたので安心できました。
- ・大雪のため被害を受け、代理店に連絡したところ、すぐに現場を見ていただきました。日頃から気軽に、また親切、丁寧にさせていただいており、安心しております。
- ・請求から保険金支払いまで、数日しかかかりませんでした。支払い前には担当者から電話があり、丁寧に説明していただきました。

2016年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



お客さまにご満足いただくために

お客さまからの苦情への対応

❖「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として受け止めています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

❖「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。

(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)

■苦情受付件数

	2015年度	2016年度
1. 契約・募集行為		
(1) 商品内容(補償内容等)	15	13
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	280	205
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	112	99
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	464	384
(5) 契約の引受(条件、制限等)	13	21
(6) 保険料の計算誤り	26	40
(7) 接客態度	105	64
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	33	31
(9) その他	106	74
小 計	1,154	931
2. 契約の管理・保全・集金		
(1) 証券未着・誤り	98	60
(2) 分割払・口座振替対応	88	86
(3) 契約の変更手続き	334	266
(4) 契約の解約手続き	244	235
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	7	5
(6) 接客態度	22	25
(7) その他	137	112
小 計	930	789
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	298	215
(2) 対応の遅れ・対応方法	804	629
(3) 保険金お支払いの可否	42	30
(4) 接客態度	520	349
(5) その他	5	2
小 計	1,669	1,225
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	35	25
合 計	3,788	2,970

❖ 中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と

手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808
IP電話から 03-4332-5241
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

❖「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

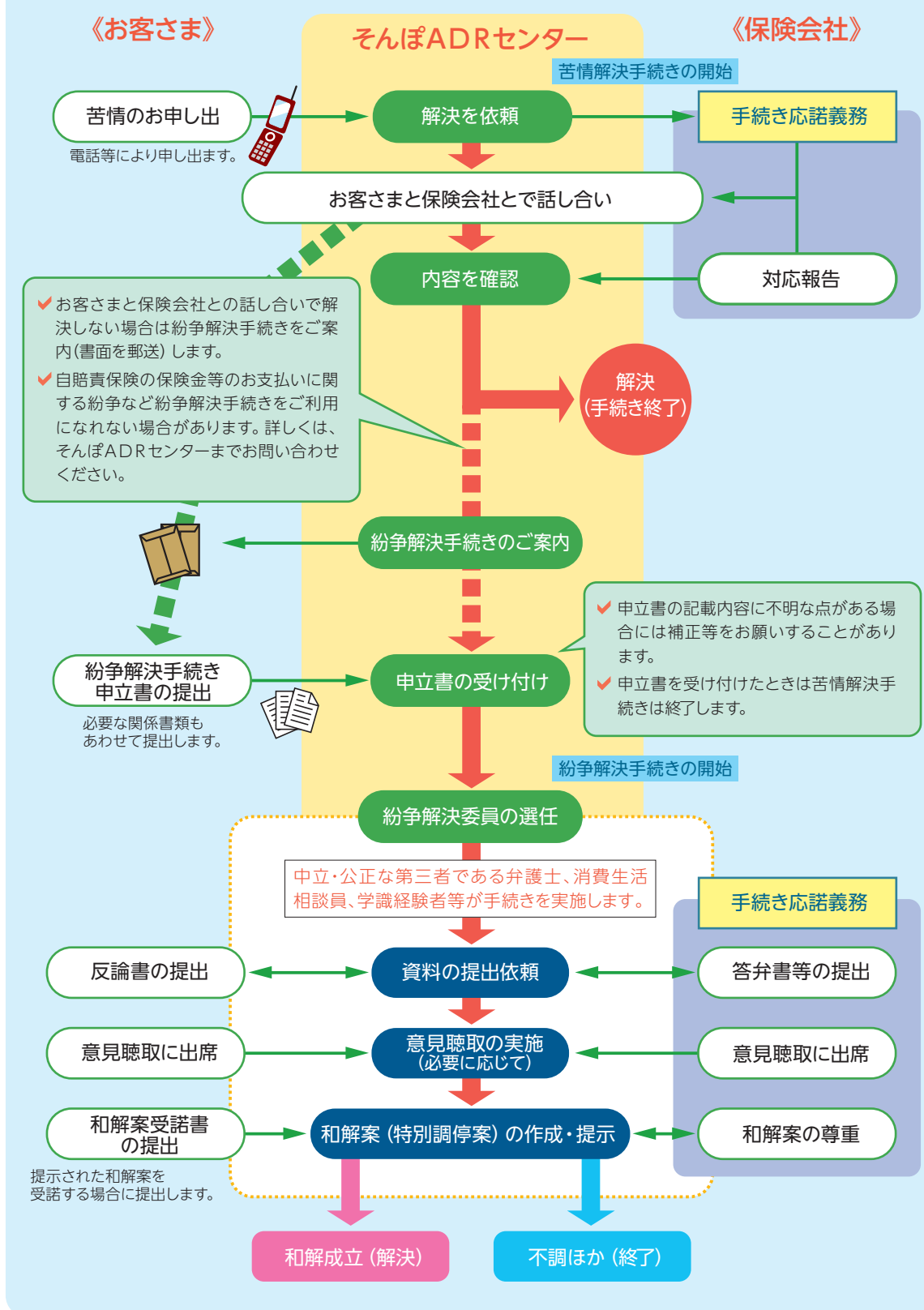
自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。

(<http://www.jcstad.or.jp/>)

苦情解決手続きおよび紛争解決手続きの主な流れ

※標準的な手続きの進行例です。



お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

■ 業務品質向上委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するため「業務品質向上委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

■ 顧客保護委員会

真にお客さま本位を実現させるため、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」に加え、お客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

■ お客さまの声活用システム

お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を

「お客さまの声活用システム」に入力し、受け付けた内容から対応の経過をすべて一元管理しています。

2016年度は4,793件の「声」を承りました。

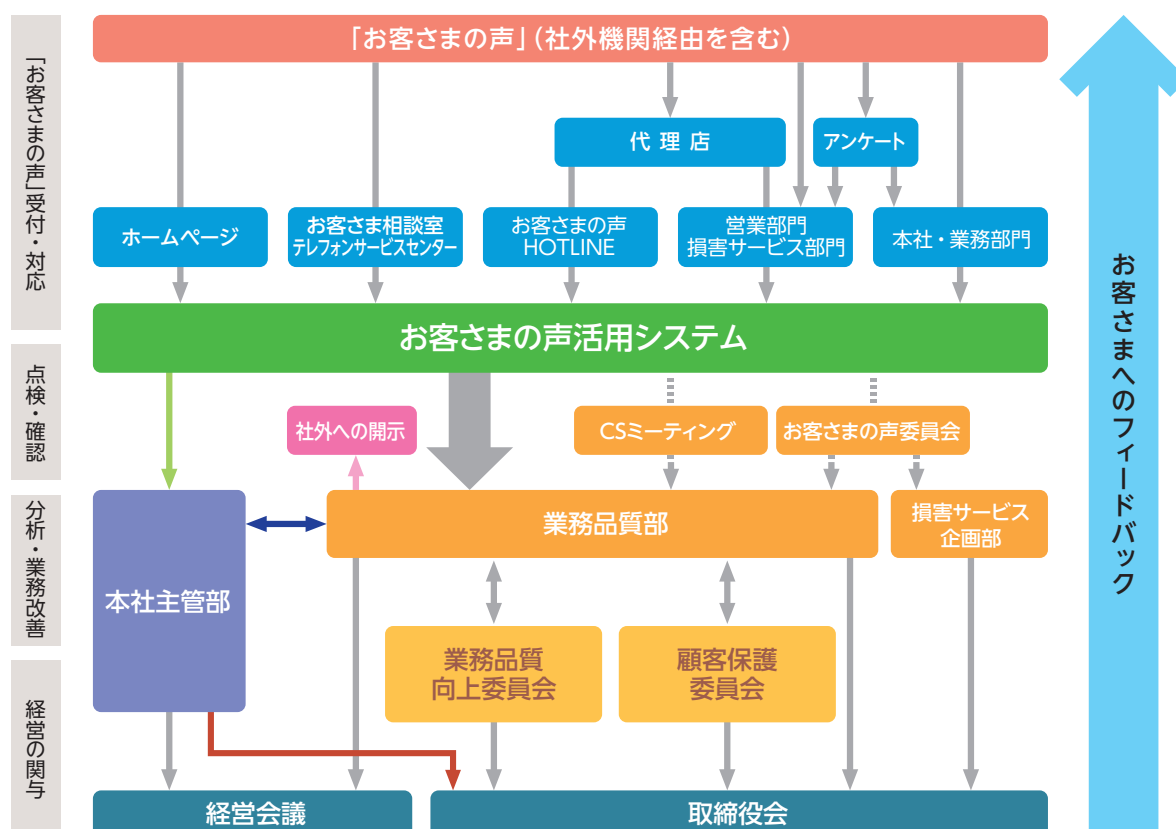
■ お客さまの声委員会

損害サービスに関する苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客さまの声委員会」を各損害サービス業務部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

■ CS ミーティング

お客さまから賜ったご意見等を社員一人ひとりが真摯に受け止め、再発防止や更なる業務品質向上に向け、全国の各拠点で論議する取り組みを定例的に行っています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客様の声」をもとに実施した改善事例

事例1 ロードサービス(ドライビングサポート24)のスマートフォンアプリを新設

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
自動車保険のロードサービスを利用したいのに、専用フリーダイヤルに電話してもなかなか繋がらない。	ロードサービス出動依頼専用のスマートフォンアプリを新設しました。バッテリー上がり、高速／有料道路でのガス欠、キー閉じこみ、パンクであれば、アプリ内手配で完結し、電話不要です。 また、お待ちいただいている間も、出動スタッフの状況が画面で確認できるので安心です。

事例2 火災保険の見積もり機能付きの専用サイトを新設

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
日新火災で火災保険に加入した場合の保険料を、WEB上で簡単に見積もりできないか。	自由設計型火災保険について、約1分で簡単に保険料の見積もりができる専用サイトを新設しました。当社のホームページからアクセスできます。

事例3 自動車保険更新サポート制度の導入

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
何かの事情で自動車保険の継続手続きができない場合とても不安である。契約者から更新しない旨の申し出がない場合には補償が継続されるようにできないか。	ノンフリート契約で更新特約(正式名称：保険契約の更新に関する特約)の付帯により、満期までに継続手続きがなされず、かつ、お客さまから更新しない旨のお申し出がない場合に「前回同水準コース」で契約を自動更新する「更新サポート制度」を導入しました。

事例4 加入証はがきのデザイン改善

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
加入証はがきのデザインが一目で「加入証」であると判別しづらい。	「加入証」の文字をはがきの表面に目立つよう表示しました。

事例5 パンフレットの改善

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
自動車保険のパンフレットの配色が全体的に薄く、文字も細く小さいため、見えづらい。	どなたにでも見やすいパンフレットになるよう、ユニバーサルデザインを取り入れ、全面的にリニューアルしました。(UCDAアワード2016「情報のわかりやすさ賞」受賞)

事例6 重要事項説明書の改善

＜お客様の声＞	＜改善事例＞
火災保険の重要事項説明書がA3サイズの2つ折りの紙2枚で構成されているが、どこからどのように読み進めていったらよいかわかりづらい。	重要事項説明書にページ番号を表示し、読み進めやすくしました。

トピックス

■「新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレット」がUCDAアワード2016「情報のわかりやすさ賞」を受賞

当社の「新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレット」が、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が主催する「UCDAアワード2016」(損害保険分野)において、「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。

UCDAアワードとは、企業(団体)・行政が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

当社は、今後もお客さまにシンプルでわかりやすい商品とときめ細かいサービスを提供し、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指し、努力を重ねてまいります。

■従業員等のケガ・病気に備える「労災あんしん保険」の販売開始

当社は、2016年10月(保険期間の開始日は2017年1月1日以降)より、事業者が従業員等(以下「従業員」)のケガや病気に備える保険である「労災あんしん保険」の販売を開始しました。

本商品は、従業員の業務上のケガ・病気のほか、うつ病、過労による脳・心疾患等の労災が発生した場合に、事業者が負担する死亡・入院・通院等に伴う補償保険金や損害賠償金をお支払いするものです。

また、本商品では、法律で事業者に義務付けられている「ストレスチェック」等、各種メンタルヘルス対策サービスを無料で提供しております。当社は、本商品の販売を通じてお客さまの職場におけるメンタル面での労災発生を未然に防ぐ環境づくりもサポートしていきます。

受賞ポイント

当社では、お客さまにシンプルでわかりやすい商品とときめ細かいサービスを提供するため、お客さま向けのご案内文書をわかりやすくする取り組みを進めています。なかでも重要事項説明書については、お客さまにとって本当に必要な情報は何か、どのような構成であればストレスを感じることなくお読みいただけるかという点を徹底的に追求し、商品説明パンフレットと一体化させた「重要事項説明書兼パンフレット」としてリニューアルしました。

その結果、コンパクトでありながらも効率良く情報を伝達できている点が評価され、「情報のわかりやすさ賞」受賞となりました。



商品開発の背景

昨今、職場でのいじめやハラスメント、過労などを背景とした精神疾患の労災支給件数が増加しています。こうした労災事故が訴訟にも発展し、企業が高額な損害賠償金を負担するケースも生じています。

当社は、このような損害賠償をカバーする「使用者賠償責任補償」など、事業者のお客さまの万一の労災リスクに対する確かな備えをお求めやすい価格で提供したいと考え、「労災あんしん保険」を開発しました。

(日新火災「労災あんしん保険」公式サイト：

<http://www.nisshinfire.co.jp/rousaianshin/>)



東京海上グループ について

東京海上グループ概要	12
東京海上グループについて	14

東京海上グループ概要

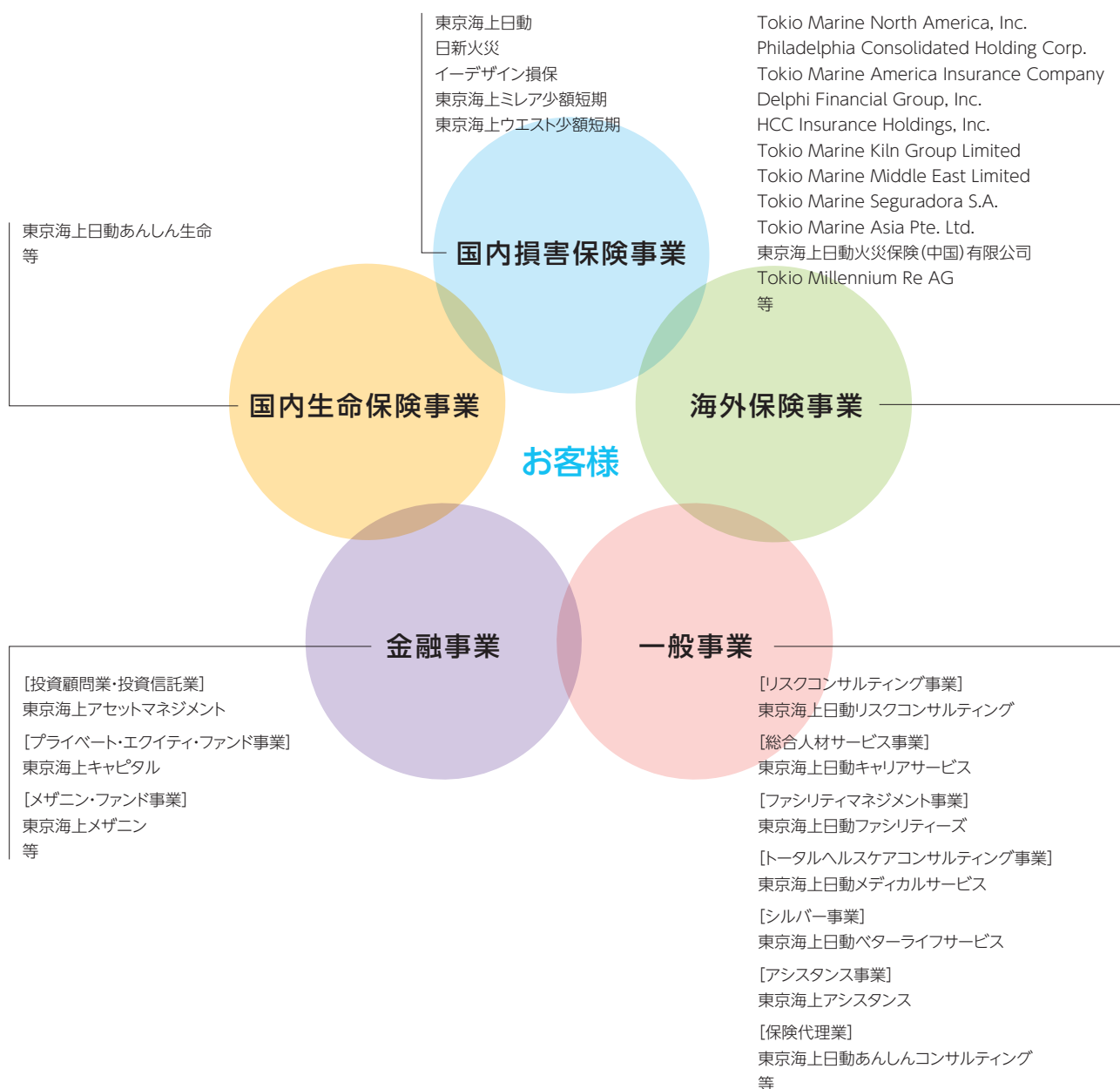
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2017年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

Non-life Insurance Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
資本金：1,019億円
正味収入保険料：2兆1,161億円
総資産：9兆5,244億円
従業員数：17,368名
本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
(2017年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
資本金：203億円
正味収入保険料：1,401億円
総資産：4,179億円
従業員数：2,292名
本店所在地：東京都千代田区神田
駿河台2-3
(2017年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
資本金：550億円
保険料等収入：8,667億円
総資産：7兆3,346億円
従業員数：2,588名
本社所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
東京海上日動ビル新館
(2017年3月31日現在)

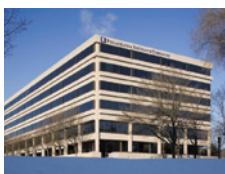


海外保険事業

Overseas Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
正味収入保険料：3,024百万米ドル
総資産：9,719百万米ドル
従業員数：1,902名
本社所在地：米国ペンシルバニア州
バラキンウィッド
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
保険料及び手数料収入：2,180百万米ドル
総資産：18,541百万米ドル
従業員数：2,451名
本社所在地：米国ニューヨーク州
ニューヨーク市
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
正味収入保険料：2,987百万米ドル
総資産：11,262百万米ドル
従業員数：2,613名
本社所在地：米国テキサス州ヒューストン
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
正味収入保険料：873百万英ポンド
総資産：2,259百万英ポンド
従業員数：731名
本社所在地：英国ロンドン
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



海外ネットワーク

- 海外拠点：38の国・地域
- 駐在員数：270名
- 現地スタッフ数：約23,000名
- クレームエージェント数：約250拠点
(サブエージェントを含む)
(2017年3月31日現在)

東京海上グループについて

東京海上グループの経営戦略

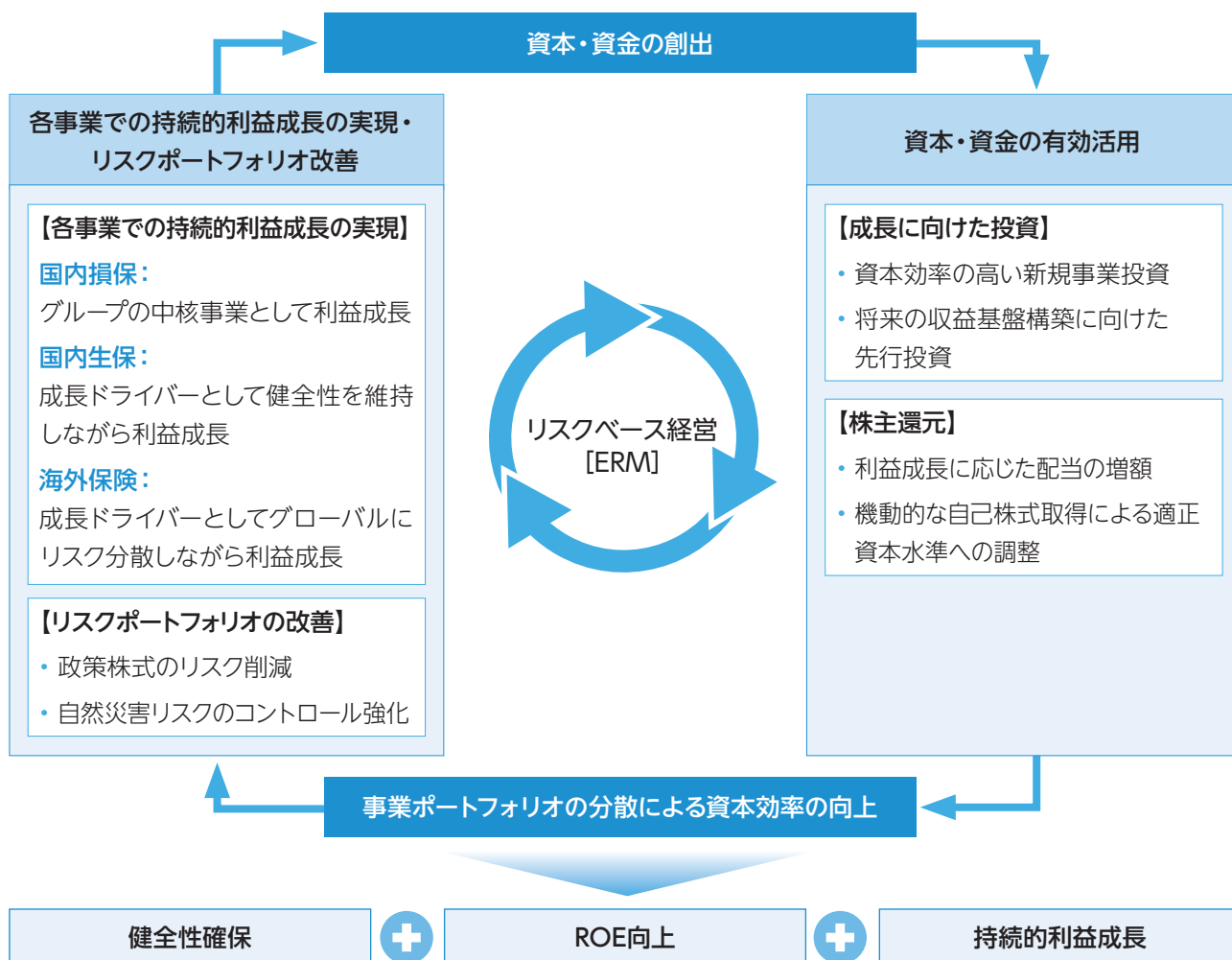
東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとして、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

2015年度からスタートした3カ年のグループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」では、さまざまな事業環境の変化が見込まれている中、これらの「変化」を先取りする形で経営基盤、事業戦略を構築していきます。そして長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」の実現に向けて、グループ一丸となって取り組んでいきます。

グループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」

1. 全体像

「リスクベース経営」を基軸に健全性を確保しつつ、環境変化の中でも利益成長と資本効率を持続的に高めていくことで、長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」となることを目指します。



長期ビジョン

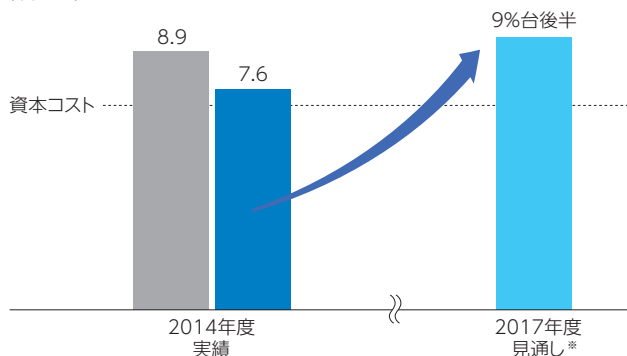
世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ
～100年後もGood Companyを目指して～

2. 中期経営計画の経営指標

(1) グループ全体の目標

修正ROE

(単位：%)

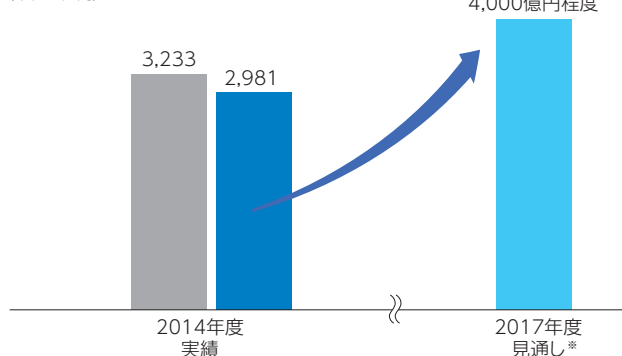


■ 分子となる修正純利益における自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。また、分母となる修正純資産について市場環境(株価・為替)を2015年3月末と同水準に補正しています。

※ 2015年3月末の市場環境をベースにしています。

修正純利益

(単位：億円)



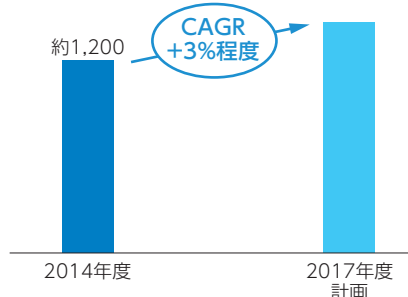
■ 自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。

(2) 各事業の利益目標

[CAGR=年平均成長率] [MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー]

国内損保事業(東京海上日動)

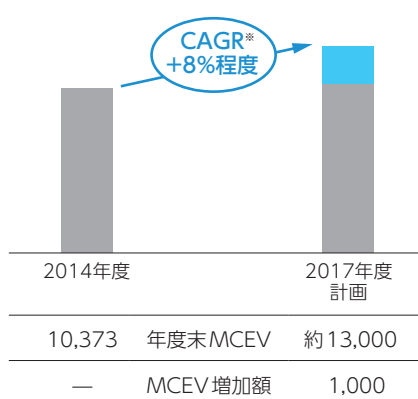
(単位：億円)



■ 為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

国内生保事業(あんしん生命)

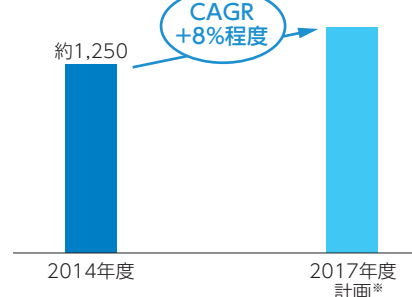
(単位：億円)



※ MCEV残高のCAGR

海外保険事業

(単位：億円)



■ 2015年3月末為替で、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

経営指標の定義

グループ全体の利益指標(修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益^{*1}

連結当期純利益^{*2} + 異常危険準備金繰入額
 + 危険準備金繰入額 + 価格変動準備金繰入額
 - ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
 + のれん・その他無形固定資産償却額
 - 事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
 - その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産^{*1} (平均残高ベース)

連結純資産 + 異常危険準備金 + 危険準備金 + 価格変動準備金
 - のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE = 修正純利益 ÷ 修正純資産

※ 1 各調整額は税引後

※ 2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

事業別の利益指標(事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1) 損害保険事業

当期純利益(単体) + 異常危険準備金等繰入額
 + 価格変動準備金繰入額
 - ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
 - 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
 - その他特別損益・評価性引当等
 ※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2) 生命保険事業

MCEV増加額 - 増資等の資本取引

(3) その他の事業

当期純利益(単体)

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	18
代表的な経営指標	19
2016年度の事業概況	24
内部統制基本方針	26
コーポレートガバナンスの状況	28
CSR(企業の社会的責任)の考え方	30
コンプライアンスの徹底	37
情報開示、情報提供活動	42
勧誘方針	43
リスク管理	44
資産運用	48
個人情報への対応	49
募集制度	52

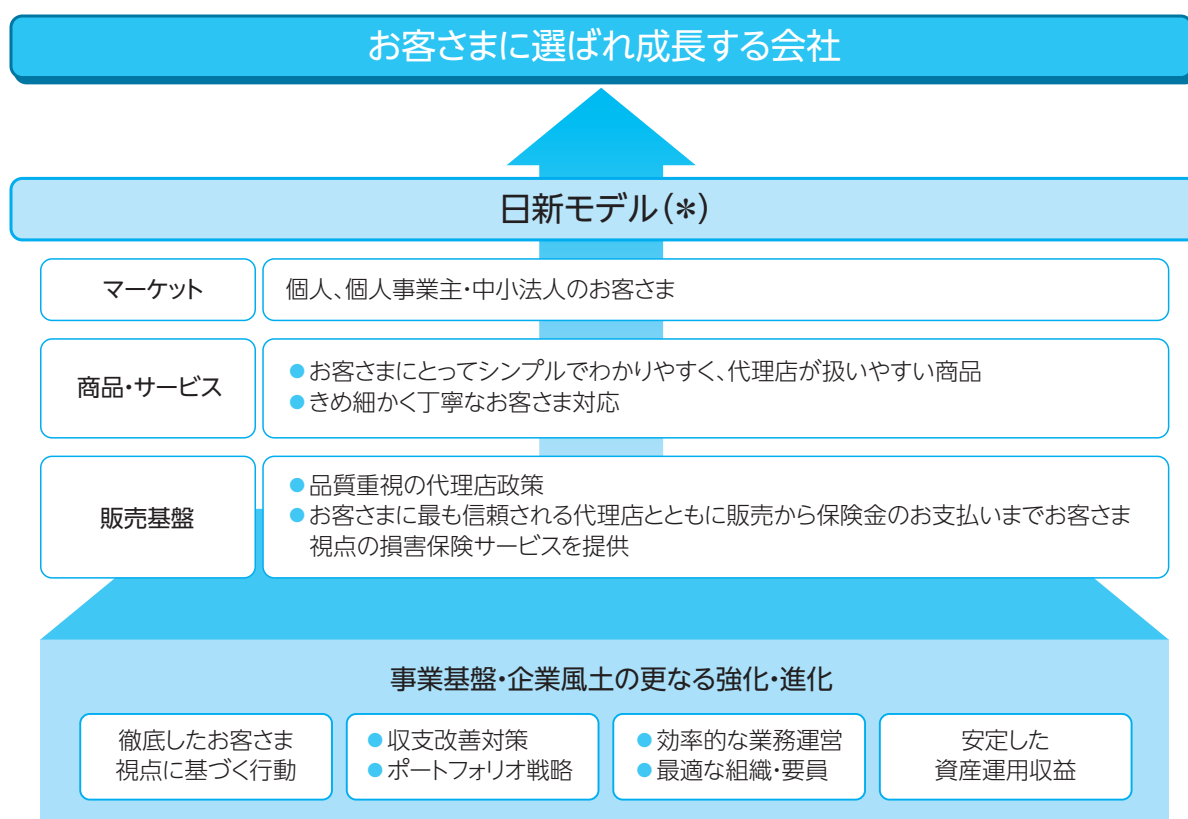
日新火災の経営戦略

日新火災の中期経営計画「改革2017」

当社は、2015年4月から3か年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画は「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」を実現することにビジョンを定めています。このビジョンを達成するために、当社は、2015年度からの3年間、独自のビジネスモデルを実践し、お客さまに選ばれ成長する会社を目指します。

1. 全体像



(*)日新モデルとは、地域に密着し、お客さまから最も信頼される代理店とともに、シンプルでわかりやすく納得価格の商品と質の高い損害サービスを、お客さまに提供するビジネスモデル。

2. 概要

- 「日新モデル」を徹底して実践することで、既存代理店の成長につなげるほか、このモデルに共感する他社代理店との取り引きを拡大することを目指します。
- 新商品提案を切り口として中小法人マーケットでの成長を目指します。さらに、事故にあわれたお客さまに対しきめ細かく丁寧なお客さま対応サービスを当社と代理店が協働して提供し、お客さまに当社サービスと代理店の価値を実感していただくことでお客さまの拡大を目指します。
- 保険引受利益を安定的に確保するため、①地域特性を反映した効果的なリザルト(引受)対策、②地域ポートフォリオ戦略、新種保険の拡大による種目ポートフォリオ戦略の導入等の施策を実施します。

代表的な経営指標

2016年度 代表的な経営指標

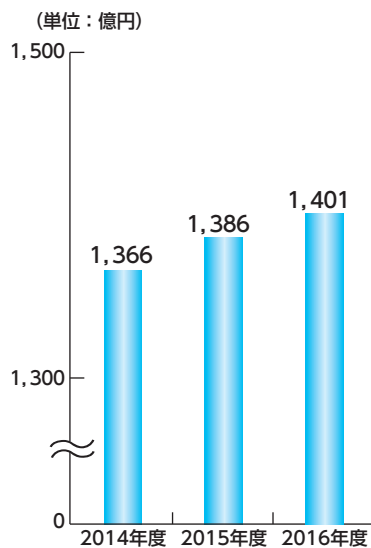
年 度		2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		138,671百万円 (1.5%)	140,118百万円 (1.0%)
正味損害率		61.6%	59.0%
正味事業費率		32.7%	33.1%
保険引受利益(対前期増減率)		7,875百万円 (△46.6%)	8,121百万円 (3.1%)
経常利益(対前期増減率)		9,715百万円 (△45.0%)	9,019百万円 (△7.2%)
当期純利益(対前期増減率)		6,147百万円 (△51.2%)	6,579百万円 (7.0%)
単体ソルベンシー・マージン比率		1,127.7%	1,325.5%
総資産額		421,690百万円	417,919百万円
純資産額		105,263百万円	103,808百万円
その他有価証券評価差額		48,472百万円	35,823百万円
リスク管理債権の状況	破綻先債権	—	—
	延滞債権	—	—
	3カ月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	リスク管理債権合計	—	—
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	1,198百万円	1,153百万円
	Ⅲ分類	102百万円	102百万円
	Ⅳ分類	11百万円	31百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	1,312百万円	1,287百万円

代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

1,401 億円(1.0%)

●正味収入保険料の推移



種目別構成比

その他6.8%

海上0.0%

傷害6.2%

火災11.9%

自動車損害
賠償責任 14.1%

自動車60.9%

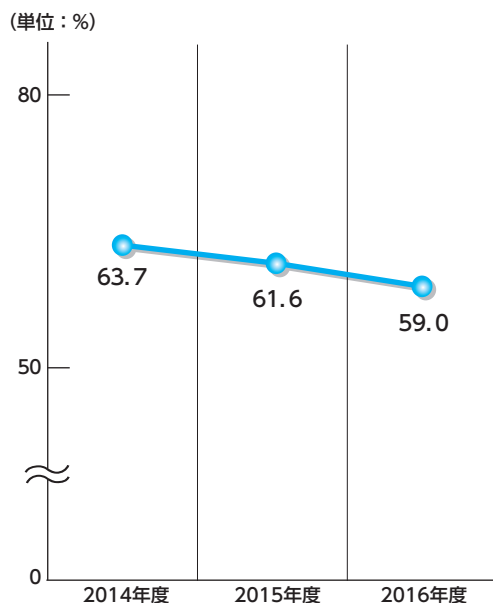
●正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

59.0%

●正味損害率の推移



●正味損害率

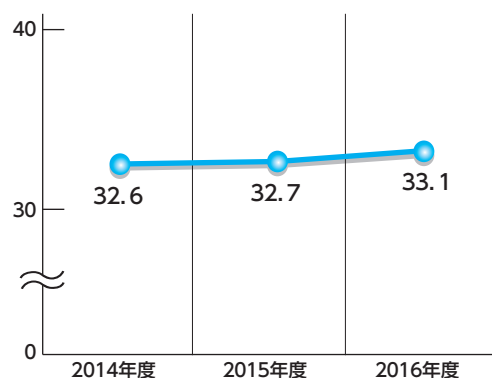
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

33.1%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

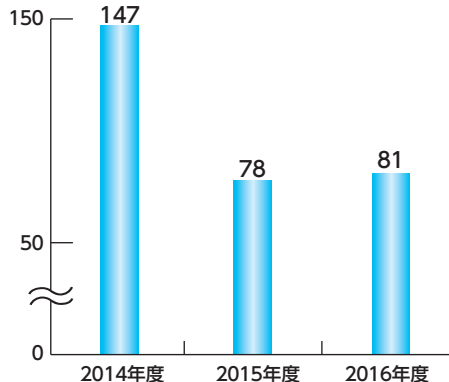
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

81億円(3.1%)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

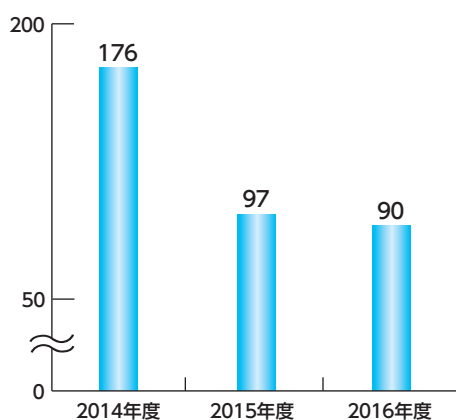
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

90億円(△7.2%)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

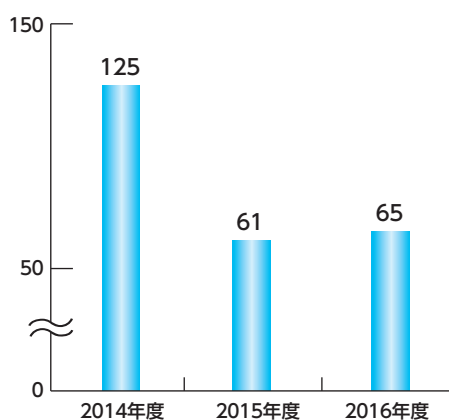
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

65億円(7.0%)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

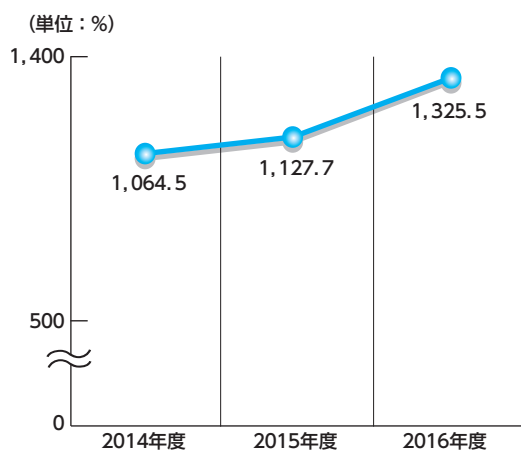
経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

1,325.5%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移



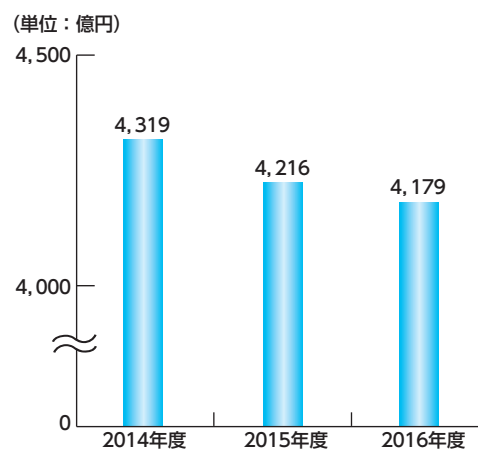
●単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,179億円

●総資産の推移



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

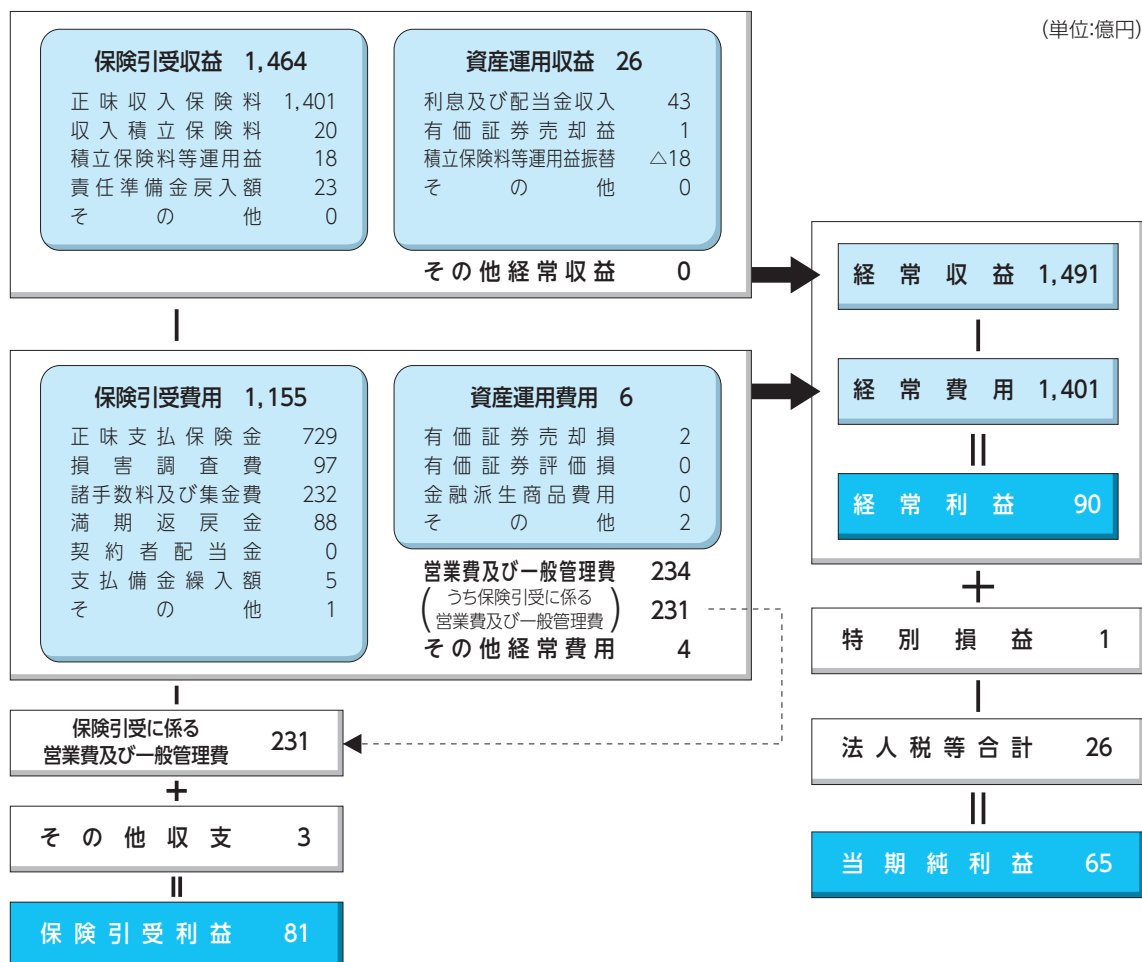
取得格付 (2017年7月1日現在)

格付投資情報センター (R&I)

AA (発行体格付)

※最新の格付は、東京海上ホールディングス(株)のホームページ等でご確認ください。
(<http://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/rating.html>)

決算の仕組み(2016年度)



代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)」です。

2016年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度のわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。新興国の一部に弱さが残るものの海外経済が緩やかな成長を続けるなかで、輸出が持ち直しつつあることなどから企業収益が改善し、設備投資は緩やかな増加基調となりました。また、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費は底堅く推移しました。

損害保険業界では、料率引き上げ効果等により自動車保険は増収したものの、2015年10月の料率改定等を前にした火災保険の駆け込み需要の反動が大きく、全種目計の収入保険料は減少しました。一方、平成28年熊本地震が発生したほか、8月から9月にかけて6つの台風が日本に上陸するなど多くの自然災害が発生しましたが、前年度対比では自然災害による発生保険金は減少しました。

このような事業環境のなか、当社は、2015年度にスタートした3か年の中期経営計画「改革2017」において目指すビジョンである「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」を実現するため、各施策を積極的に推進しました。

当期の取り組みの経過およびその成果は、以下のとおりです。

■「平成28年熊本地震」への対応

被災地に対する損害サービスに万全を期すため、2016年4月14日の地震発生後、当社は直ちに本社災害対策本部（東京）、現地災害対策本部（福岡）、現地地震対策室（熊本、福岡）を設置し、対応を開始しました。ピーク時には120名を超える態勢で「一刻も早く被災されたお客さまに安心をお届けする」という方針のもと、迅速な対応や保険金のお支払いに努めました。

■新商品の開発

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある新商品の開発に注力しました。8月には、近年、行政を中心にスポーツを通じた健康増進策が推進されていることなどを背景に、お客さまのスポーツと健康な生活をサポートする商品「ジョイエ傷害保険 スポーツ向けプラン」を発売しました。また、当社が注力する中小法人を主なターゲットとした商品として、これまで複数の商品に分かれていた事業者向けの火災保険を一本化し補償パターンをシンプルにした事業者向け火災保険「ビジネスプロパティ」、従業員の皆さまの業務に起因するケガや疾病に備える業務災害総合保険「労災あんしん保険」を開発し、10月に販売を開始しました。さらに、マンション管理組合向けの火災保険「マンションドクター火災保険」では、新たなオプションとして分譲マ

ンションの管理組合役員の組合活動に起因する賠償責任リスクをカバーできる「マンション管理組合役員賠償責任補償特約」を開発し、1月以降が保険始期となる契約からセットしていただけるようにしました。

■損害サービス

前年度に引き続き、当社の中心的な顧客である「リテールのお客さま」が事故・災害の際に感じられるダメージを極小化させることを目的に、損害サービス部門・営業部門・代理店が一体となった質の高い損害サービスを提供し、「損害サービスを通じてお客さまに選ばれる会社」を実現するための取り組みを進めてきました。具体的には、迅速・適切な保険金支払いとお客さまの期待を超える「感動サービス」の提供を目指し、新たな業務プロセスの徹底的な実践やチームによる1事故1窓口対応による丁寧なお客さま対応などに取り組みました。

■トップラインの拡大

従来から重視していた新たな販売網の開発に加え、既存代理店の成長にも注力しました。販売網の開発については、前年度に引き続き、当社のビジネスモデルを理解し共感いただける他社のプロ代理店等に新たなビジネスパートナーとなっていくべく、各種施策を進めてきました。既存代理店については、営業社員が、当社のビジネスモデルに沿って成長を目指す代理店と定期的な対話を行い、お客さまへの価値提供と代理店の成長に向けた打合せを重ねてきました。あわせて、未取引の中小法人への提案に営業社員が同行し、特色ある新商品を切り口としたアプローチ手法の指導を繰り返し行うなど、代理店の成長を支援する取り組みを進めてきました。

■収支改善

前年度に引き続き、事業部ごとに収支改善対策を策定し主体的に取り組む態勢を組み、引受対策等の諸施策を進めてきました。引受対策については、これまでの取り組みを踏まえ、実施する対策を効果の高いものに絞るなど、より効率的に進めることを目指しました。また、引受対策や営業目標の設定に際しては地域の収益性に応じてメリハリをつけ、収益性の高い地域・種目においては、さらなる増収を図るべく人的資源を厚く投入しました。

■事業費の効率化

人件費・物件費の両面から、生産性向上に資する施策を検討・実施しました。本社機能スリム化の観点で東京海上グループ内でのシェアードサービスを引き続き検討・推進したほか、各種事務処理規定の簡素化や商品・システム対策

等、業務効率化と生産性向上に資する取り組みを進めてきました。

■ 当年度業績

以上のような施策を実施した結果、2016年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益1,464億円、資産運用収益26億円などを合計した経常収益は、前年度に比べ30億円減少し、1,491億円となりました。一方、保険引受費用1,155億円、資産運用費用6億円、営業費及び一般管理費234億円などを合計した経常費用は、前年度に比べ23億円減少し、1,401億円となりました。この結果、経常利益は90億円と、前年度に比べ6億円、7.2%の減少となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度に比べ4億円、7.0%増加し、65億円となりました。

保険引受の概況は、次のとおりです。

正味収入保険料は、火災保険で増収したことから、前年度に比べ14億円、1.0%増収し、1,401億円となりました。一方、正味損害率は、自然災害にかかる支払保険金の減少により、2.6ポイント低下し、59.0%となりました。また、正味事業費率は、物件費の増加により、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、33.1%となりました。保険引受利益は、自然災害を中心とした発生保険金の減少により、前年度に比べ2億円増加となり、81億円の利益となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりです。

火災保険：

正味収入保険料は167億円と、前年度に比べ22億円、15.3%の増収となりました。また、正味損害率は、自然災害にかかる支払保険金の減少により、前年度に比べ21.9ポイント低下し、57.5%となりました。

傷害保険：

正味収入保険料は87億円と、前年度に比べ4億円、4.4%の減収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ4.6ポイント低下し、46.9%となりました。

自動車保険：

補償の拡大に伴い保険料単価が上昇した一方で契約台数の減少により、正味収入保険料は853億円と、前年度に比べ0.4億円、0.1%の減収となりました。また、正味損害率は、修理費の増加を受けて、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、56.9%となりました。

自動車損害賠償責任保険：

正味収入保険料は197億円と、前年度に比べ7億円、3.8%の減収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ1.4ポイント上昇し、82.2%となりました。

賠償責任保険：

正味収入保険料は62億円と、前年度に比べ3億円、6.3%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ4.1ポイント低下し43.3%となりました。

その他保険：

動産総合保険、労働者災害補償責任保険、建設工事保険などが主なもので、正味収入保険料は32億円となり、前年度に比べ0.8億円、2.8%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ5.3ポイント低下し44.8%となりました。

■ 当社が対処すべき課題

2017年度のわが国経済は、海外経済の持ち直しを背景に輸出や生産の増加が見込まれることや、きわめて緩和的な金融環境や政府の経済対策による財政支出の効果等により、国内需要が企業・家計の両面で増加基調をたどり、緩やかに回復していくことが見込まれます。国内の保険市場も、緩やかに拡大していくことが期待されるものの、自賠責保険の基準料率の引き下げや先進安全自動車に係る自動車保険の参考純率の引き下げの影響が見込まれるほか、自然災害の増加や少子高齢化の進展といった要因もあり、先行きを見通しにくい環境が続くものと予想されます。

こうした状況のなか、当社は、3か年の中期経営計画「改革2017」の最終年度として、計画の達成に向けて取り組んでいきます。

2016年度に引き続き、お客さま本位を徹底実践する企業風土の定着に向けた取り組みを推進するとともに、最重要課題と位置づける「成長戦略」および「収益性向上戦略」の各課題に邁進し、中期経営計画のビジョンである「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」の実現を目指していきます。「成長戦略」では、「リテールのお客さま」に対して、ビジネスパートナーである地域に密着した代理店とともに当社ならではの商品・サービスをご提供することを通じて、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献し、「お客さまから選ばれ成長する好循環サイクル」を追求していきます。また、「収益性向上戦略」では、引き続き適切なアンダーライティングに努め収支の安定化を図るとともに、事務の効率化、IT活用による生産性向上、東京海上グループ内資源の有効活用等を通じて効率的な事業運営を推進し、成長分野や新たな価値創造に経営資源を投じていきます。

当社は、これらの課題にスピード感を持って取り組むことを通じ、お客さま本位の安心と補償をお届けし、お客さまにとって最も身近で信頼されるリテール損害保険会社となるよう、全社を挙げて業務に邁進していきます。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを構築・運用しています。

〈整備状況の概要〉

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス方針および年度コンプライアンスプログラムを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含む業務品質向上委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客さま本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的に実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定
2015年（平成27年）4月30日 改定

〈運用状況の概要〉

当社は、内部統制基本方針に基づき、コンプライアンス、顧客保護等、リスク管理および危機管理、監査役による監査の実効性の確保、子会社の経営管理等を含む内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することで企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、年に1回、モニタリングを実施し、取締役会においてその内容を確認しています。さらに、モニタリング結果等を踏まえ、内部統制システムの改善に継続的に取り組んでいます。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、当社の持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2017年7月1日現在、6名の取締役（任期1年）で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングスは、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、それぞれ4名の社外委員を含む5名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。

両委員会は、当社役員（取締役・監査役・執行役員）の選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系、報酬水準および業績評価等（ただし報酬水準および業績評価については社外取締役および監査役を除く）についても審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申します。

3. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

当社では、業務品質向上委員会（うち社外委員1名）および過半数を社外委員とする顧客保護委員会を設置し、品質の維持向上や適正な業務運営について、社外の視点を含めた評価・提言を行う態勢としています。コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議および取締役会において審議・決定し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為に関する各種通報・相談制度（ホットライン）を設け、これを運用しています。

4. リスク管理態勢

当社は、当社の保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会を設置し、当社におけるリスク管理の実施方針について議論するとともに、リスク管理に係る重要事項について、取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

5. 社外・社内の監査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

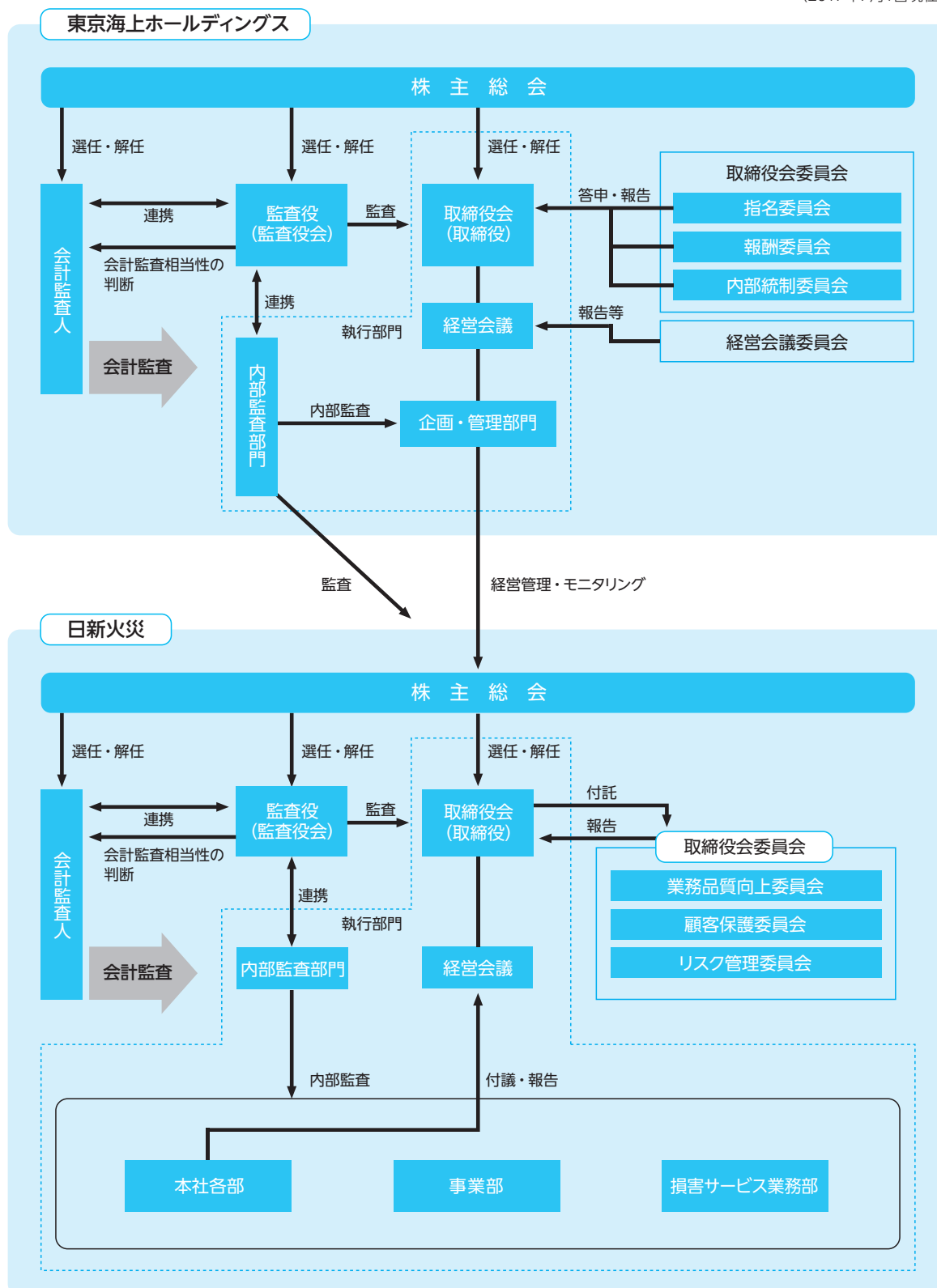
当社の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

(2) 社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業におけるすべての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢、リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施するものとする」と定義して、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、経営会議等に報告しています。

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2017年7月1日現在)



CSR(企業の社会的責任)の考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまからのご支持があってこそ成り立つものです。当社では、CSR(企業の社会的責任)は「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループCSR憲章」に基づきCSRを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様に提供する価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループでは、CSRを実践するための行動指針として、「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR 憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

■ 商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

■ 人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

■ 地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

■ 地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

■ コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

■ コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

外部イニシアティブへの参加

国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則は、グループ経営理念と共通することから、当社の持株会社である東京海上ホールディングスは2005年から国連グローバル・コンパクトに参加しています。また、国連環境計画金融イニシアティブ「持続可能な保険原則(PSI)」への署名(東京海上日動)や、UNGC、UNEP FI が主導する「責任投資原則(PRI)」への署名(東京海上日動ほか2社)を行っているほか、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)民間セクター・アライアンスに参加(東京海上日動)しています。



Network Japan
WE SUPPORT



PSI
Principles for Sustainable Insurance

Signatory of:

 PRI | Principles for Responsible Investment

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■交通遺児等を支援するチャリティ募金イベントの実施

当社は、2008年度より毎年、チャリティ募金イベントを実施しています。

このイベントは、社員から集めた中古の本やCD等でチャリティバザーを開催し、その売上金額を寄付金に充てる取り組みです。

2016年度は、172,074円の寄付金が集まりました。寄付金は、「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」へ全額寄付し、交通遺児等の支援に活用されています。



■AED講習会の実施

社会公共性の高い損害保険会社として、当社の役職員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、役職員に対するAED講習会を実施しています。



■企業献血の実施

全国の各拠点にて、企業献血を実施しています。



■認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を役職員に対して実施しています。

CSR(企業の社会的責任)の考え方

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点にて収集した使用済み切手・使用済みカード類・未使用切手を「公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しています。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。使用済みカード類は、発展途上国の農村の生活改善や人材育成をはじめとした活動資金として、また、未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

■「公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本」

ミサンガの作成・寄贈

当社は、全国の各拠点にてミサンガを作成し、「公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本」に寄贈しています。ミサンガは、スペシャルオリンピックスに参加するアスリートの活躍を支え、応援するための募金「エール募金」の募金者とスペシャルオリンピックス日本のアスリートの両方に「エールの証(あかし)」として渡されます。

2. 環境負荷削減の取り組み

■環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステムを導入して、環境負荷データ(電気、紙、ガソリンの使用量等)を把握し、PDCAによる目標管理(モニタリング)を行っています。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス

当社では、環境配慮型自動車保険「アサンテ」を販売しています。「アサンテ」は、車の事故の際にリサイクル部品を使用して修理していただくことで資源を有効活用することを目的とした商品であり、「アサンテ」の販売を通じて、地球環境保護に貢献することを目指しています。

また、紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2016年度は、収益の一部である1,451,860円(「アサンテ」に係る寄贈額83,650円、インターネット約款に係る寄贈額1,368,210円)をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

損害保険業界としての社会貢献活動

当社は、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払いのための医療研修等



自転車シミュレータ

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。



③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。



④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



CSR(企業の社会的責任)の考え方

2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

- ① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。



- ② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。



② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。



③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！



ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

3. 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。



(2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。

(3) 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使えろ」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。



(4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



(3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。



CSR(企業の社会的責任)の考え方

(4)環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

(1)保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開通して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



(2)保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(*)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

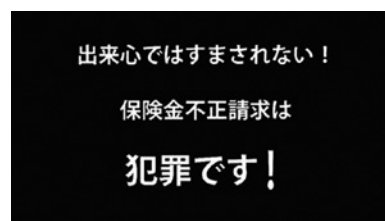
※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」



(3)保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。



コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 村島 雅人

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子>

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守し実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さま本位の安心と補償をお届けし、お客さまの信頼を得られるように日常業務のすべてをコンプライアンスの取り組みとしています。

役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭において業務を遂行することに取り組んでいます。

当社の業務品質維持向上を目的とする取締役会委員会

として社外委員を含む「業務品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、お客さまの声に基づく業務改善とコンプライアンスの徹底を一体として議論・検討することにより、お客さまに安心、満足していただける業務品質の実現に努めています。

さらに、真にお客さま本位を実現するための取り組みとし

コンプライアンスの徹底

て、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。

お客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について第三者の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

また各部では、部長をコンプライアンス責任者とし、マネージャーは部長を補佐するコンプライアンス担当者の役割を担い、本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置しています。さらに各地区にはコンプライアンススタッフを配置し、管轄する部門のコンプライアンスの徹底を図っています。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には「コンプライアンス相談窓口(業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによる業務品質部長へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「社外ホットライン」、「東京海上ホールディングスや弁護士事務所への直通電話およびEメール」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

業務品質向上委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点で幅広く意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる業務品質向上委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

顧客保護委員会

真にお客さま本位を実現させるため、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。本委員会は、「お客さまの声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス取組方針および同取組方針に対応する主要施策を策定しています。その施策に従って各部門はコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に定期的に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。その他にコンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

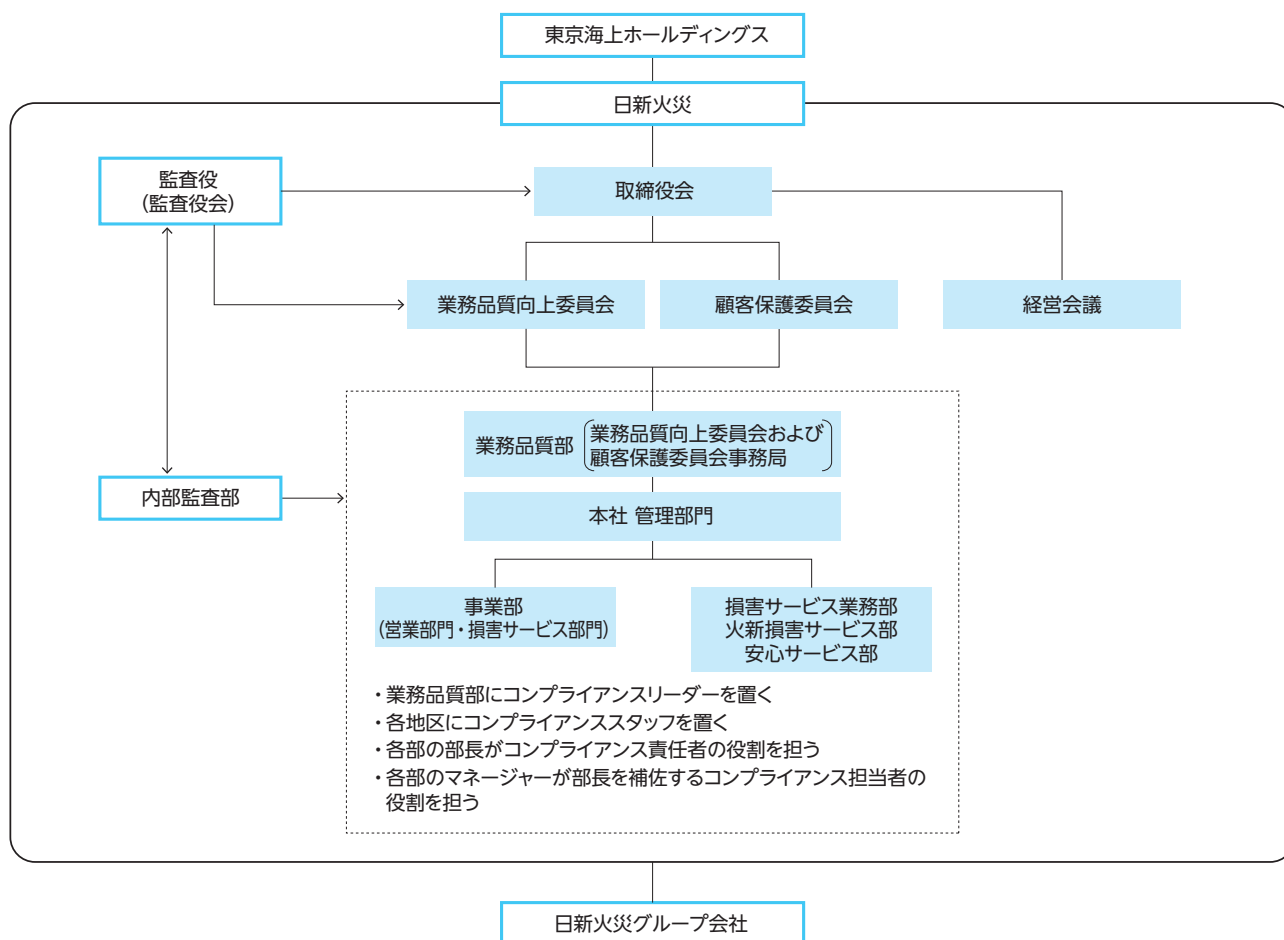
モニタリング

業務が適切に遂行されているかについて、各部による自己点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンススタッフ」による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報には厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

2017年度コンプライアンス体制



コンプライアンスの徹底

反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理体制

当社の持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があると判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

情報開示、情報提供活動

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

✦ ディスクロージャー誌

当社の事業活動について理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスではステークホルダーの皆さま向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況等をわかりやすく説明するため「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

✦ ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。

■ 契約者さま専用ページ「My日新」

「My日新」は、個人のお客さまを対象にした原則24時間365日ご利用いただけるインターネットサービスです。契約内容をご確認いただけるなど便利な機能を提供しています。

✦ 東京海上グループ

CSRブックレット・サステナビリティレポート

東京海上グループでは、CSR(企業の社会的責任)の取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆さまにご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「CSRブックレット」(冊子版・PDF版)は、当社のCSR活動をわかりやすくまとめたもので、ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会主催の「UCDAアワード2016」(CSR報告書部門)において、情報のわかりやすさ賞を受賞しました。「サステナビリティレポート」(WEB版・PDF版)は、当社のCSR戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、環境省等主催の「第20回環境コミュニケーション大賞」(環境報告書部門)において、持続可能性報告優秀賞を受賞しました。



情報提供活動

✦ 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2015年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命であり、昨年度は、地震保険のこれまでの歩みを振り返り、一層の加入促進に向けた足掛かりとすることを目的として、代理店等を対象に制度創設50周年記念フォーラム(9月5日)を開催しました。また、各種メディアを通じた広報活動等により、地震保険の理解促進および加入促進に取り組んでいます。



勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
3. お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めます。
5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝等お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売にいかしてまいります。
8. 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
10. お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

リスクベース経営(ERM)態勢の強化

当社におけるリスクは、経営環境の変化などを受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題であると認識しています。

東京海上グループでは、リスク低減・回避等を目的とした狭義の「リスク管理」ととどまらず、リスクを定性・定量の両面から網羅的に把握し、このリスク情報を有効に活用して、会社全体の「リスク」「資本」「リターン」を適切にコントロールするリスクベース経営(ERM: Enterprise Risk Management)態勢の強化に取り組んでいます。

当社でも、リスクベース経営(ERM)態勢の強化を通じた統合的なリスク管理を行うことで、健全性を確保しつつ、再保険の活用等により限られた資本を有効に活用して収益性(資本効率)の向上を図っています。

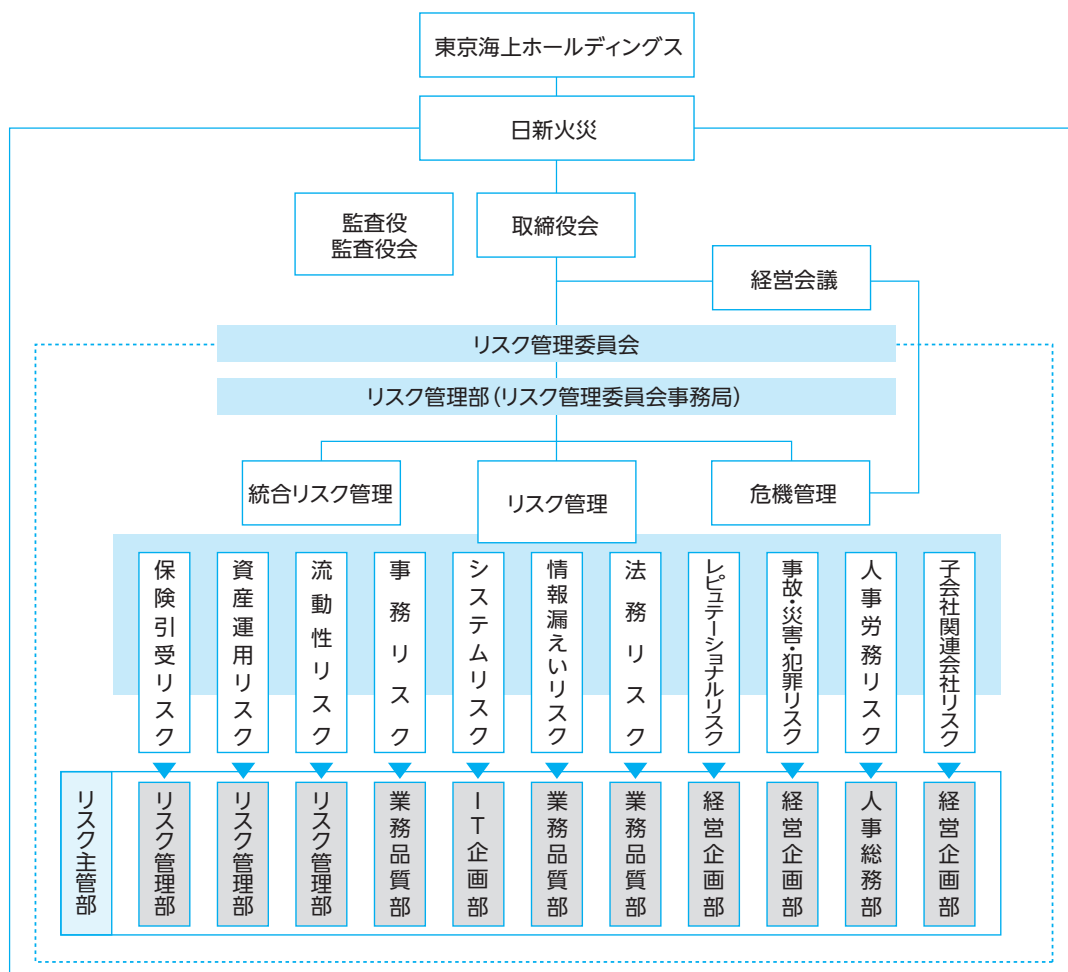
リスク管理態勢

リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般

を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。

「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管



理方針」および主管部署(リスク主管部)を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

統合リスク管理

格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社・関連会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社・関連会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク(VaR)というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、将来の不利益が生じるストレスシナリオを想定し、その影響を評価、分析するストレステストを実施しています。なお、ストレスシナリオは定期的に見直しを行っています。ストレステストの結果は、資本の十分性の検証やリスクのコントロール等の各種経営判断に活用しています。

危機管理

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置する等、緊急事態下で必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスク(コアリスク)であると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク(付随リスク)の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 収益の源泉としてコントロールするリスク(コアリスク)

■ 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク(商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料の設定がなされないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リスク(契約の引き受けにあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク(保有するリスクに応じた適切な出再対応等がなされないこと等により損失を被るリスク)、④受再保険引受リスク(受再保険の引き受けにあたり、受再保険引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)の4つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険

リスク管理

料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。再保険についての詳細はP.59をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、信用リスクは個別与信先の信用力の変化、不動産投資リスクは不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用リスク管理計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化する「資産運用ガイドライン」を策定するにあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 事業活動に付随して発生するリスク(付随リスク)

■ 流動性リスク

当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり、通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより、損失を被るリスクを言います。

■ 事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

■ システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

■ その他のリスク

当社では、前記のリスク以外に「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

■ 第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

通常、契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

■ 責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2016年度末(平成28年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返れい金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

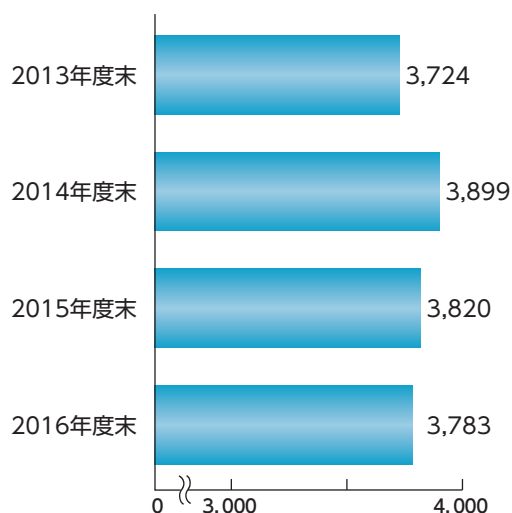
資産運用概況

2016年度末の総資産は4,179億円となり、2015年度末に対し37億円減少しました。このうち、運用資産は3,783億円となり36億円の減少となりました。運用資産の主な項目としては有価証券3,102億円となっています。

資産運用にあたりましては、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めました。利息及び配当金収入は、2015年度に比べて4億円減少し43億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は、2015年度に比べて4億円減少し26億円となりました。一方、資産運用費用は、2015年度に比べて2億円減少し6億円となりました。

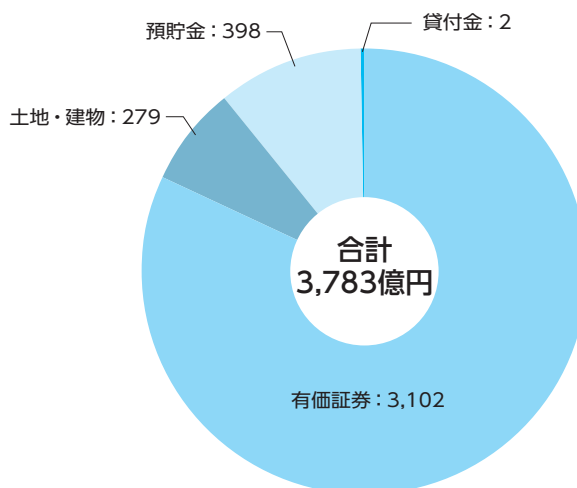
●運用資産の推移

(単位：億円)



●運用資産の内訳 (2017年3月31日現在)

(単位：億円)



個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「個人情報の取扱いについて＜個人情報保護宣言＞」として当社ホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

個人情報の取扱いについて ＜個人情報保護宣言＞

日新火災海上保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報、個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）ならびに匿名加工情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店および弊社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

（※）本個人情報保護宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

（特定個人情報等については9. をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

（特定個人情報等については9. をご覧ください。）

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに下記、5. および、6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲で利用します。

利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限

定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- （1）損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および管理
- （2）満期返れい金・給付金等の支払い
- （3）損害保険契約にかかる付帯サービスの提供
- （4）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （5）弊社が取り扱う損害保険商品やサービスの案内・提供
- （6）東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- （7）保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会を含みます）
- （8）保険金の支払い
- （9）弊社が有する債権の回収
- （10）保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- （11）弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続きおよび管理
- （12）弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- （13）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- （14）弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤（代理店等）の新設・維持管理
- （15）他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- （16）その他、上記（1）～（15）に付随する業務ならびにお客さまとのお取引、および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

（特定個人情報等については9. をご覧ください。）

- （1）弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 医療機関をはじめ、保険金の請求および支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
 - ③ 質権および抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に

個人情報への対応

係る事務手続きおよび担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合

④上記 2. の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先（保険代理店を含みます）に委託する場合

⑥再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合

⑥東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合（⇒下記 5. をご覧ください）

⑦一般社団法人 日本損害保険協会および損害保険会社等の間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）

⑧損害保険料率算出機構との間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）

⑨国土交通省との間で共同利用する場合（⇒下記 6. をご覧ください）

(2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録・保存し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該個人データを取得したか等）について確認・記録・保存します。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。（(4) . については特定個人情報等を含みます。）

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

（特定個人情報等については共同利用を行いません。）

上記 2. (1) から (16) に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

(1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容

(2) 管理責任者：弊社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記16. をご覧ください。

6. 情報交換制度等

（特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。）

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不

正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます）に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp>)をご覧ください。

(3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の社員採用等のために、損害保険会社等との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/kyoudou_dairiten/)をご覧ください。

- ①特研生情報制度
- ②代理店廃止等情報制度（2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします）
- ③合格者情報等の取扱い
- ④代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
- ⑤募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します（2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします）。

(4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所 ・自動車の種別
- ・証明書番号、保険期間 ・車台番号、標識番号又は車両番号

※詳細につきましては、国土交通省のホームページ (<http://www.jibai.jp>) をご覧ください。

7. 信用情報の取扱い

信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

8. センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、個人情報保護法、その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

9. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

12. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理等

弊社は、取り扱う個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データおよび特定個人情報等の安全管理のため取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

13. 匿名加工情報の取扱い

（１）匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成し、自ら当該匿名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

（２）匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に

提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. お問合せ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応します。弊社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会やご相談は、下記までお問合せください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

【お問合せ先】

	日新火災テレフォンサービスセンター	お客さま相談室	弊社支店・支社・損害サービスセンター
電話番号	0120-616-898	0120-17-2424	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。
受付時間	平日 9:00～20:00 土日祝日 9:00～17:00	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および年末年始を除く〕	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および年末年始を除く〕

15. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

〔受付時間：午前9時～午後5時
土日祝祭日および年末年始を除く〕

ホームページ：<http://www.sonpo.or.jp/>

16. 会社一覧

上記5. に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

（１）グループ会社

こちら（<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>）をご覧ください。

（２）提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

（注）以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報については対象としていません。

以上

募集制度

代理店

当社では、全国約1万4千店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスを提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

■ 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としています。また、代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供することです。

災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスに努め、一刻も早く保険金が支払われるよう、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

■ 代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1. 保険契約の取り扱い

- ①保険商品の説明
- ②重要事項の説明
- ③告知の受領
- ④意向確認
- ⑤保険契約の締結
- ⑥保険料の領収または返還
- ⑦保険料領収証の発行・交付
- ⑧保険会社への契約報告
- ⑨保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け
- ⑩保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- ①お客さまからの事故連絡の受け付け
- ②保険会社への通知
- ③保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスの提供

- ①お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- ②保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係規程等に基づいて実施・運営されています。

■ 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

■ 当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険等を広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険等を専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

● 代理店数の推移

2014年度末	2015年度末	2016年度末
14,020店	13,870店	13,715店

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

■ 募集人教育(資格制度・講習制度)

当社は、代理店試験制度「損害保険募集人一般試験(以下「損保一般試験」)」「損害保険大学課程」、実務講習制度等に基づく募集人教育を実施しています。

(1) 損保一般試験

募集人の保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の習得度の検証を目的として、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する「損保一般試験」を導入・実施しています。

損保一般試験制度では、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができません。

(2) 損害保険大学課程

損保一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 実務講習制度

募集人が当社商品の販売にあたり適切な保険募集を実践するために必要な知識や事務処理を習得することを目的として実務講習を実施しています。

■ 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売手法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

代理店経営者養成制度

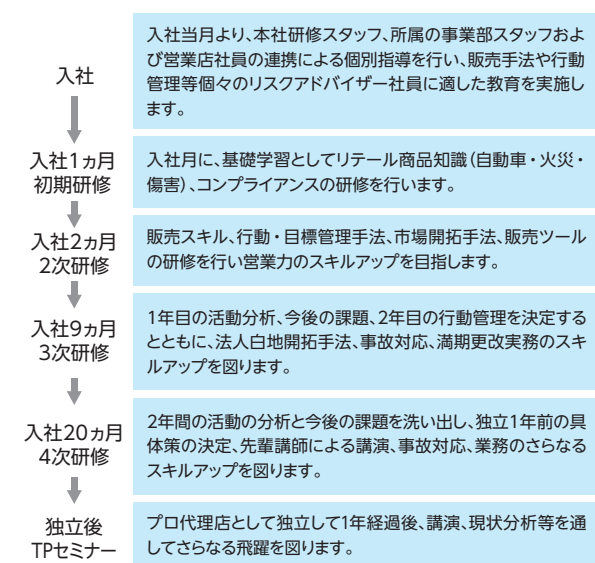
■ プロ代理店の養成制度

当社のプロ代理店養成制度(リスクアドバイザー社員制度)は専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



商品・サービス について

保険の仕組み	56
個人向け保険商品	60
個人向けサービス	62
企業向け保険商品	64
企業向けサービス	65
新商品の開発状況および約款・料率の改定	66

保険の仕組み

保険の仕組み

❖ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

❖ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法第2条）

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。

❖ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料（保険金のお支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分）から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率（保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

契約の流れ

❖ 保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

❖ 商品内容の確認

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）の権利・義務が具体的に記されています。また、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」「ご契約のしおり」等を作成し、商品内容をわかりやすく説明するよう努めています。

また、当社では契約にあたり、契約がお客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用等保険料の決定に必要な情報が正しいことを、確認させていただき取り組みを実施しています。

❖ 適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一の時に役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

❖ 保険契約申込書の正しい記入

保険契約は、保険契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

したがって、万一保険契約申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合やご記入いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

■ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時ににお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。(ただし、お返しできない場合もあります)

■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の上、発送します。保険契約者は、保険証券等に基づき契約内容をご確認いただくこととなります。

■ クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための契約や営業または事業のための契約等を除きます)について、クーリングオフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

■ 契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

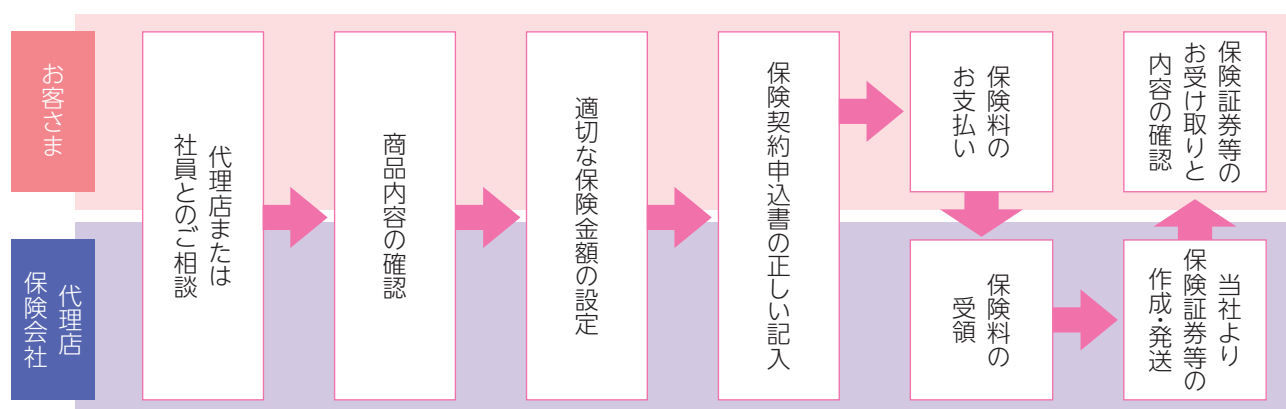
契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等を適宜ご確認ください

事故が起きた時、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

■ 保険契約の流れ(例)



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を行っています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署等へ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社のサービス24では、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

サービス24 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社の損害サービス拠点で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人 日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会等、さまざまな調査活動を行います。また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

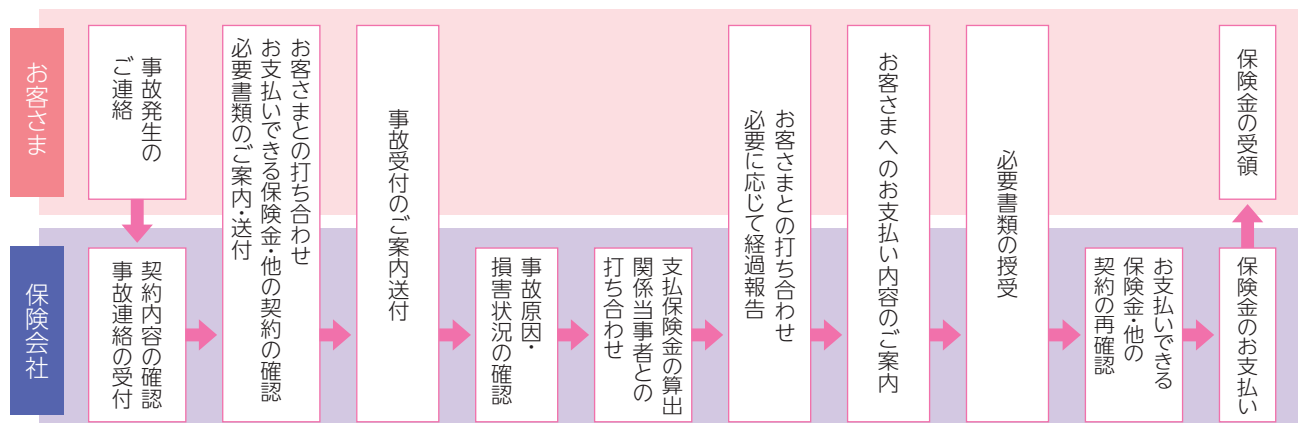
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・ 保険金請求書
- ・ 修理見積書
- ・ 事故車両の写真

■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図



再保険

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。

このような保険会社間の保険取引引きを「再保険」といいます。

なお保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風等自然災害の集積リスク、火災保険や自動車保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リスク等、それぞれのリスクについて定量的な評価、その内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合ったさまざまな商品をご用意しています。

商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方への補償(ケガ、物、車)等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



●アサンテ

お車の事故の際、当社が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスを提供できます。



※アサンテは、ユーサイド(新総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品のことをいいます。

●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災リスクをはじめ、風災・水災等の自然災害リスク、盗難・水ぬれ等の日常災害リスク等から建物や家財の損害を幅広く補償することができます。



●住自在(すまいの保険)

住宅ローン等のご利用者さま向けの保険です。自由自在に補償が選べる合理的な保険設計により家計の負担を減らします。



●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

当社初、インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や、日常生活において第三者への賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



- 住宅安心保険(賃貸住宅ご入居者用=LプランSupport)
- マンションドクター火災保険(マンション管理組合特約付すまいの保険)
- 地震保険

■からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。

●ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返し金をお支払いします。



- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 総合補償保険
- 交通事故傷害保険
- 学生・生徒総合補償保険（こども総合保険）
- 所得補償保険

■スポーツ・レジャーの保険

スポーツやレジャーを楽しまれる方へ安心をお届けします。

●海外旅行保険

旅先でのケガや病気による治療費・入院費や賠償事故、身の回り品の損害、救援を要した場合の費用など、海外旅行中のさまざまな事故を補償します。



- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国の損害サービス拠点で専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心初期対応センター

安心初期対応センターでは、夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故対応の専門スタッフが、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いする保険金のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等の初期対応を行っています。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ等)を実施しています。

なお、無料ロードサービスの対象車種は下記のとおりです。

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサンテ」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両



■ すまいのサポート24

住宅安心保険・住自在(すまいの保険※)をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。

※すまいの保険は2015年10月1日以降の保険始期契約が対象です。



その他のサービス

■ 入院事故クイックサービス

自動車事故により、相手の方が入院された場合(対人事故)、またはお客さまが入院された場合(人身傷害事故)、お客さまと相手の方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスを提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。

リスク		対 象	主な保険商品
■火 災 ■爆 発 ■破 裂 ■機械設備の損傷 ■電氣的事故 ■自然災害 落 雷 風水災 地 震 ■盗 難 ■役員・従業員の死亡・ 傷病・死亡退職金・弔 慰金などのお支払い ■賠償責任	財 物	建物 機械設備 什器・備品 原材料・仕掛品 商品・製品	動産総合保険 機械保険 盗難保険 物流一貫保険 ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
		コンピュータ	コンピュータ総合保険
		工事の目的物	工事の保険 (工事の保険特約付帯建設工事保険)
		自動車(車両)	ユーサイド(新総合自動車保険)
	営業利益など	生産中止・休業	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
	役員・従業員	従業員福利厚生 経営者保障(補償)	労災あんしん保険(業務災害総合保険) 労働災害総合保険 (法定外補償保険、使用者賠償責任保険) 普通傷害保険 ユーサイド(新総合自動車保険)
	損害賠償金	第三者賠償(除く自動車)	ビジサポ(統合賠償責任保険) 公務員賠償責任保険 ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
		第三者賠償(自動車)	ユーサイド(新総合自動車保険)

企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案しています。

自動車防災サービス

■ 自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」を提供しています。自動車事故防止のためのさまざまな情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。



<SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果があがっていない取り組み等、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介

事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただきます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介

34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただけます。

各種診断サービス

■ 防災診断サービス

火災・爆発や自然災害等、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れがあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案しています。



■ リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案しています。

- ・ 中小企業・法人向けリスク診断
- ・ 労災防止支援サービス
- ・ BCP策定支援サービス

■ 火災保険物件調査サービス

ビル、工場、商業施設および寺院等について、適切な契約金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査し、評価します。また、建物ごとに適正な保険料率を提示するために、割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式を含め、最適な火災保険契約をご提案しています。

■ 賠償リスク診断サービス

社会の変化や複雑化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防策をご提案しています。

- ・ PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・ 個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報をさまざまな角度から取り上げてお届けしています。



■ 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故等の各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、提供しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況

2014年	2月	・ 統合賠償責任保険「ビジサポ」発売
	10月	・ 賃貸入居者向け家財保険「お部屋を借りるときの保険」発売 ・ 「日新火災おとなのためのバイク保険(盗難補償付)」発売
2015年	2月	・ 工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」発売
	5月	・ 積立傷害保険「ジョイエ傷害保険自転車向けプラン」発売
	10月	・ マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」発売
2016年	9月	・ 積立傷害保険「ジョイエ傷害保険 スポーツ向けプラン」発売
2017年	1月	・ 業務災害総合保険「労災あんしん保険」発売
		・ 企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」発売

約款・料率等の改定

2014年	2月	・ ゴルファー保険の料率改定等
	7月	・ 地震保険の料率改定
	10月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
	12月	・ 火災保険の改定(「地震危険補償特約」の料率改定) ・ 企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の料率改定
2015年	3月	・ 施設入場者・行事参加者傷害保険の改定(インターネットによる販売開始等)
	10月	・ 火災保険の料率改定等 ・ 傷害保険の料率改定等 ・ 工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(補償範囲の拡大等) ・ 公務員賠償責任保険の改定(補償範囲の拡大等) ・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 (「人身傷害諸費用補償特約」「人身傷害補償保険における傷害一時金補償特約」の新設等) ・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
2016年	2月	・ 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(運送貨物危険補償の追加等)
	10月	・ 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等) ・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「示談代行サービス」の対象拡大等)
2017年	1月	・ 地震保険の改定(損害区分の細分化、料率改定等) ・ マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定 (特約の新設、保険の対象の拡大等)
	7月	・ ゴルファー保険の料率改定等 ・ 統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等)

業績データ

事業の状況	68
経理の状況	80

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	138,766 (1.58%)	137,286 (△1.07%)	136,634 (△0.48%)	138,671 (1.49%)	140,118 (1.04%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	162,501 (△5.40%)	154,503 (△4.92%)	161,226 (4.35%)	152,255 (△5.56%)	149,163 (△2.03%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△1,145 (—%)	1,612 (—%)	14,748 (814.46%)	7,875 (△46.60%)	8,121 (3.12%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	4,596 (9.14%)	4,740 (3.15%)	17,674 (272.82%)	9,715 (△45.03%)	9,019 (△7.16%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	2,639 (—%)	3,350 (26.96%)	12,592 (275.81%)	6,147 (△51.19%)	6,579 (7.04%)
正味損害率	67.99%	63.87%	63.75%	61.64%	59.04%
正味事業費率	33.59%	32.49%	32.59%	32.72%	33.08%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	4,469 (△4.34%)	4,847 (8.46%)	4,890 (0.90%)	4,787 (△2.10%)	4,322 (△9.71%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.30%	1.40%	1.42%	1.41%	1.31%
資産運用利回り (実現利回り)	2.52%	1.57%	1.53%	1.28%	1.17%
時価総合利回り	5.55%	2.83%	6.69%	1.24%	1.02%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	74,260	81,261	105,953	105,263	103,808
総資産額	410,930	418,313	431,903	421,690	417,919
積立勘定資産残高	49,580	42,413	34,834	27,594	20,572
責任準備金残高	265,983	259,064	252,379	247,941	245,549
貸付金残高	4,119	2,806	1,274	317	275
有価証券残高	305,166	323,057	339,650	324,135	310,291
単体ソルベンシー・マージン比率	636.6%	837.1%	1,064.5%	1,127.7%	1,325.5%
連結ソルベンシー・マージン比率	638.6%	820.9%	1,047.2%	1,105.5%	1,307.9%
自己資本比率	18.07%	19.43%	24.53%	24.96%	24.84%
配当性向	—	62.77%	58.91%	133.61%	165.70%
従業員数	2,560名	2,495名	2,392名	2,333名	2,292名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率は、2014年度までの比率と2015年度以降の比率がそれぞれ異なる基準によって算出されています。

単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、[P.78単体ソルベンシー・マージン比率]および[P.79連結ソルベンシー・マージン比率]をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2014年度			2015年度			2016年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	25,832	17.0%	△5.7%	26,079	16.9%	1.0%	25,283	16.7%	△3.1%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	12,163	8.0	△4.6	11,513	7.5	△5.4	10,836	7.1	△5.9
自動車	83,630	54.9	2.8	85,619	55.6	2.4	85,537	56.4	△0.1
自動車損害賠償責任	21,693	14.2	1.0	21,282	13.8	△1.9	20,295	13.4	△4.6
その他	9,046	5.9	0.7	9,378	6.1	3.7	9,840	6.5	4.9
(うち賠償責任)	(5,706)	(3.7)	(5.6)	(5,978)	(3.9)	(4.8)	(6,349)	(4.2)	(6.2)
合計	152,367	100.0	0.3	153,872	100.0	1.0	151,793	100.0	△1.4
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	63		4.6	65		3.5	66		0.4

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)＝元受正味保険料(含む収入積立保険料)÷従業員数

3. 海上保険は2009年度より新規の販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2014年度			2015年度			2016年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	14,571	10.7%	△19.0%	14,524	10.5%	△0.3%	16,742	11.9%	15.3%
海上	53	0.0	△18.8	19	0.0	△64.2	4	0.0	△74.1
傷害	9,549	7.0	0.4	9,158	6.6	△4.1	8,752	6.2	△4.4
自動車	83,371	61.0	2.9	85,417	61.6	2.5	85,367	60.9	△0.1
自動車損害賠償責任	20,384	14.9	1.2	20,500	14.8	0.6	19,727	14.1	△3.8
その他	8,702	6.4	1.3	9,051	6.5	4.0	9,523	6.8	5.2
(うち賠償責任)	(5,645)	(4.1)	(5.7)	(5,913)	(4.3)	(4.8)	(6,284)	(4.5)	(6.3)
合計	136,634	100.0	△0.5	138,671	100.0	1.5	140,118	100.0	1.0

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2014年度		2015年度		2016年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	629	11,777	208	11,715	108	8,617
海上	70	16	26	6	5	0
傷害	—	112	—	105	—	84
自動車	37	296	37	239	32	202
自動車損害賠償責任	14,904	16,213	15,103	15,884	14,565	15,132
その他	132	486	182	504	137	450
(うち賠償責任)	(1)	(62)	(0)	(65)	(0)	(65)
合計	15,773	28,903	15,557	28,457	14,849	24,489

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2014年度	2015年度	2016年度
火災	1,416	1,901	1,143
海上	12	7	0
傷害	770	555	466
自動車	870	1,099	1,108
自動車損害賠償責任	882	911	873
その他	211	154	152
(うち賠償責任)	(47)	(44)	(49)
合計	4,163	4,630	3,744

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2014年度	2015年度	2016年度
火災	7,963	2,164	901
海上	31	16	9
傷害	261	△47	171
自動車	6,394	6,176	7,367
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	97	△433	△327
(うち賠償責任)	(△444)	(△400)	(△254)
合計	14,748	7,875	8,121

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2014年度		2015年度		2016年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火災	15,540	18.8 %	13,223	16.6 %	19,518	22.9 %
海上	7	0.0	0	0.0	0	0.0
傷害	4,646	5.6	4,359	5.5	3,770	4.4
自動車	41,373	50.1	41,421	51.9	41,517	48.8
自動車損害賠償責任	16,975	20.6	16,998	21.3	16,590	19.5
その他	4,053	4.9	3,841	4.8	3,694	4.3
(うち賠償責任)	(2,346)	(2.8)	(2,475)	(3.1)	(2,401)	(2.8)
合計	82,597	100.0	79,845	100.0	85,091	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2014年度			2015年度			2016年度		
	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火災	12,451	16.1%	90.5%	10,879	14.4%	79.4%	9,074	12.4%	57.4%
海上	48	0.1	93.3	24	0.0	125.7	10	0.0	227.4
傷害	4,605	5.9	52.5	4,356	5.8	51.5	3,767	5.2	46.9
自動車	41,022	52.9	57.1	41,381	54.6	56.5	41,515	56.9	56.9
自動車損害賠償責任	15,322	19.8	81.9	15,168	20.0	80.8	14,842	20.3	82.2
その他	4,066	5.2	52.2	3,920	5.2	48.2	3,727	5.1	43.8
(うち賠償責任)	(2,387)	(3.1)	(47.4)	(2,507)	(3.3)	(47.5)	(2,426)	(3.3)	(43.3)
合計	77,516	100.0	63.7	75,731	100.0	61.6	72,937	100.0	59.0

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2014年度		2015年度		2016年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	1,628	4,717	697	3,041	962	11,406
海上	46	4	26	2	11	0
傷害	0	41	0	3	0	3
自動車	20	372	27	67	20	22
自動車損害賠償責任	15,322	16,975	15,168	16,998	14,842	16,590
その他	81	68	104	25	68	36
(うち賠償責任)	(40)	(—)	(32)	(—)	(25)	(—)
合計	17,099	22,180	16,026	20,140	15,905	28,060

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	2014年度			2015年度			2016年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	90.5	40.1	130.6	79.4	40.5	119.9	57.5	40.0	97.5
海上	93.3	32.5	125.8	125.7	115.1	240.8	227.4	420.3	647.7
傷害	52.5	48.4	100.9	51.5	48.9	100.5	46.9	49.1	96.0
自動車	57.1	29.9	87.0	56.5	30.1	86.6	56.9	30.5	87.5
自動車損害賠償責任	81.9	23.0	104.9	80.8	23.0	103.8	82.2	23.1	105.2
その他	52.2	50.4	102.6	48.2	50.3	98.6	43.8	49.6	93.4
(うち賠償責任)	(47.4)	(54.0)	(101.4)	(47.5)	(53.0)	(100.4)	(43.3)	(50.7)	(94.0)
合計	63.7	32.6	96.3	61.6	32.7	94.4	59.0	33.1	92.1

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位: %)

種目	2014年度			2015年度			2016年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	53.2	31.8	85.0	58.1	33.3	91.4	46.2	31.1	77.3
海上	31.0	23.3	54.3	22.8	52.4	75.2	△91.7	269.7	178.0
傷害	44.0	47.5	91.5	47.4	47.3	94.7	44.8	47.7	92.5
(医療)	(27.9)			(29.2)			(26.5)		
(がん)	(56.2)			(54.2)			(65.0)		
自動車	55.3	30.0	85.3	56.1	30.0	86.1	57.0	30.3	87.3
その他	41.7	48.1	89.8	48.1	48.2	96.3	46.1	49.0	95.1
(うち賠償責任)	(48.0)	(53.9)	(101.9)	(48.0)	(52.6)	(100.6)	(47.3)	(50.7)	(98.0)
合計	53.0	33.1	86.1	55.2	33.3	88.5	53.4	33.2	86.6

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。
 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位: %)

区分	2014年度	2015年度	2016年度
国内契約	99.7	99.9	100.0
海外契約	0.3	0.1	0.0

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2016年度	5 (—)	98.5% (—)
2015年度	5 (—)	97.4% (—)

- (注) 1. 出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象にしています。
 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+～BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2016年度	100.0% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	100.0% (—)
2015年度	100.0% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	100.0% (—)

(注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により行っています。

- ①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
- ②スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。
- ③格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ～ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上	—	B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ～ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ～ BBB-	BB+以下

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度	2015年度	2016年度
1	年度開始時の未収再保険金	278 (—)	1,566 (—)	616 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	4,949 (—)	3,008 (—)	1,889 (—)
3	当該年度回収等	3,661 (—)	3,958 (—)	1,767 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	1,566 (—)	616 (—)	738 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません)。

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対しては、運用利回りが予定利回りを超えなかったため、契約者配当金はお支払いしておりません。

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

年度		2014年度末			2015年度末			2016年度末		
		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
区分			%	%		%	%		%	
総資産		431,903	100.0	3.2	421,690	100.0	△2.4	417,919	100.0	△0.9
運用資産		389,913	90.3	4.7	382,057	90.6	△2.0	378,395	90.5	△1.0
運用資産内訳	預貯金	20,055	4.6	30.1	29,572	7.0	47.5	39,846	9.5	34.7
	有価証券	339,650	78.6	5.1	324,135	76.9	△4.6	310,291	74.2	△4.3
	(うち株式)	(52,753)	(12.2)	(27.4)	(46,591)	(11.0)	(△11.7)	(51,060)	(12.2)	(9.6)
	貸付金	1,274	0.3	△54.6	317	0.1	△75.1	275	0.1	△13.1
	土地・建物	28,933	6.7	△7.3	28,032	6.6	△3.1	27,982	6.7	△0.2

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度		2015年度		2016年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		0	0.01%	2	0.01%	4	0.02%
有価証券		4,574	1.57	4,515	1.60	4,074	1.51
(公社債)		(2,765)	(1.21)	(2,717)	(1.21)	(2,569)	(1.19)
(株式)		(685)	(2.41)	(827)	(2.94)	(781)	(2.84)
(外国証券)		(1,008)	(3.16)	(909)	(3.29)	(653)	(2.69)
(その他の証券)		(114)	(4.18)	(61)	(2.67)	(70)	(3.77)
貸付金		41	2.42	17	2.86	12	4.30
土地・建物		243	0.78	207	0.72	223	0.80
小計		4,860	1.42	4,742	1.41	4,315	1.31
その他		30		45		7	
合計		4,890		4,787		4,322	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回りです。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2014年度			2015年度			2016年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	6	18,507	0.03%	△139	23,994	△0.58%	△87	31,159	△0.28%
有価証券	4,531	291,532	1.55	4,096	282,477	1.45	3,835	269,045	1.43
(公社債)	(2,824)	(228,469)	(1.24)	(2,762)	(224,462)	(1.23)	(2,725)	(215,408)	(1.27)
(株式)	(552)	(28,425)	(1.94)	(286)	(28,104)	(1.02)	(778)	(27,524)	(2.83)
(外国証券)	(695)	(31,893)	(2.18)	(991)	(27,620)	(3.59)	(282)	(24,233)	(1.17)
(その他の証券)	(459)	(2,743)	(16.73)	(56)	(2,290)	(2.46)	(48)	(1,879)	(2.60)
貸付金	40	1,726	2.37	16	619	2.64	12	293	4.30
土地・建物	243	31,056	0.78	207	28,795	0.72	223	28,083	0.80
金融派生商品	391	—	—	80	—	—	△67	—	—
その他	40	—	—	36	—	—	△57	—	—
合計	5,255	342,822	1.53	4,296	335,886	1.28	3,859	328,582	1.17

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2014年度			2015年度			2016年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	6	18,507	0.03%	△139	23,994	△0.58%	△87	31,159	△0.28%
有価証券	24,111	319,958	7.54	4,563	330,482	1.38	3,826	317,518	1.21
(公社債)	(7,419)	(240,030)	(3.09)	(10,748)	(240,619)	(4.47)	(△1,429)	(239,550)	(△0.60)
(株式)	(12,216)	(41,345)	(29.55)	(△5,259)	(52,688)	(△9.98)	(5,309)	(46,562)	(11.40)
(外国証券)	(3,487)	(34,565)	(10.09)	(△560)	(33,083)	(△1.69)	(△479)	(28,144)	(△1.70)
(その他の証券)	(988)	(4,016)	(24.60)	(△364)	(4,091)	(△8.90)	(425)	(3,260)	(13.04)
貸付金	40	1,726	2.37	16	619	2.64	12	293	4.30
土地・建物	243	31,056	0.78	207	28,795	0.72	223	28,083	0.80
金融派生商品	391	—	—	80	—	—	△67	—	—
その他	40	—	—	36	—	—	△57	—	—
合計	24,834	371,248	6.69	4,764	383,892	1.24	3,850	377,055	1.02

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額(*)－前期末評価差額(*)＋繰延ヘッジ損益増減(*)

・平均運用額(時価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額(*)＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資

(単位:百万円)

区分		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	27,673	74.8 %	17,944	62.6 %	14,944	59.5 %
	その他	982	2.7	2,966	10.4	2,880	11.5
	計	28,655	77.5	20,910	73.0	17,825	71.0
円 貨 建	外国公社債	5,814	15.7	5,234	18.3	4,833	19.3
	その他	2,522	6.8	2,500	8.7	2,451	9.8
	計	8,337	22.5	7,735	27.0	7,285	29.0
合計		36,993	100.0	28,646	100.0	25,110	100.0
インカム利回り		3.16%		3.25%		2.50%	
実現利回り		2.18%		3.04%		0.74%	
(参考)時価総合利回り		10.09%		△2.09%		△1.88%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.76「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.76「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

区分		2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	1	100.0	2	100.0	1	100.0
	計	1	100.0	2	100.0	1	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		1	100.0	2	100.0	1	100.0

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度 (2016年3月31日現在)	2016年度 (2017年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		168,628	168,146
資本金等		61,405	57,084
価格変動準備金		1,374	1,104
危険準備金		—	—
異常危険準備金		55,905	60,938
一般貸倒引当金		5	5
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		43,625	43,617
土地の含み損益		△732	40
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,045	5,356
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		29,904	25,370
一般保険リスク(R_1)		12,289	12,180
第三分野保険の保険リスク(R_2)		—	—
予定利率リスク(R_3)		1,110	1,045
資産運用リスク(R_4)		12,934	13,476
経営管理リスク(R_5)		736	649
巨大災害リスク(R_6)		10,504	5,766
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$		1,127.7%	1,325.5%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度 (2016年3月31日現在)	2016年度 (2017年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		165,314	165,947
資本金等		61,813	57,520
価格変動準備金		1,374	1,104
危険準備金		—	—
異常危険準備金		55,905	60,938
一般貸倒引当金		5	5
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		43,625	43,617
土地の含み損益		△732	40
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)		△3,877	△2,805
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の うち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,200	5,527
(B)連結リスクの合計額		29,907	25,374
$\sqrt{(R_1^2+R_2^2)+R_3+R_4+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)		12,289	12,180
生命保険契約の保険リスク(R ₂)		—	—
第三分野保険の保険リスク(R ₃)		—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)		—	—
予定利率リスク(R ₅)		1,110	1,045
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		—	—
資産運用リスク(R ₇)		12,938	13,481
経営管理リスク(R ₈)		736	649
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)		10,504	5,766
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100		1,105.5%	1,307.9%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)および第88条(連結リスク)ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - ④資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
 - ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク): 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2015年度 (2016年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
			%		%	
(資産の部)						
現金及び預貯金		29,586	7.02	39,852	9.54	10,266
現金		13		5		△8
預貯金		29,572		39,846		10,274
有価証券		324,135	76.87	310,291	74.25	△13,844
国債		135,871		128,698		△7,173
地方債		13,525		8,694		△4,831
社債		97,968		95,355		△2,613
株式		46,591		51,060		4,468
外国証券		26,577		23,110		△3,466
その他の証券		3,600		3,372		△228
貸付金		317	0.08	275	0.07	△41
保険約款貸付		317		275		△41
有形固定資産		28,770	6.82	28,960	6.93	189
土地		18,791		18,791		—
建物		9,241		9,190		△50
リース資産		4		1		△2
その他の有形固定資産		733		976		243
無形固定資産		91	0.02	91	0.02	—
その他資産		24,961	5.92	24,084	5.76	△877
未収保険料		19		50		30
代理店貸		5,789		6,013		224
共同保険貸		221		166		△55
再保険貸		6,383		5,838		△544
外国再保険貸		597		672		75
未収金		3,578		3,300		△278
未収収益		688		617		△71
預託金		1,143		885		△257
地震保険預託金		1,725		937		△788
仮払金		4,730		5,143		413
金融派生商品		83		458		374
前払年金費用		1,543	0.37	1,569	0.38	25
繰延税金資産		12,398	2.94	12,902	3.09	504
貸倒引当金		△115	△0.03	△109	△0.03	6
資産の部合計		421,690	100.00	417,919	100.00	△3,771

(単位：百万円)

科目	年度	2015年度 (2016年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		295,636	70.11	293,812	70.30	△1,824
支払備金		47,694		48,262		568
責任準備金		247,941		245,549		△2,392
その他負債		16,824	3.99	16,497	3.95	△327
共同保険借		348		332		△15
再保険借		5,792		5,503		△289
外国再保険借		224		106		△118
未払法人税等		1,606		1,632		25
預り金		239		241		2
前受収益		4		7		3
未払金		1,992		1,965		△26
仮受金		6,532		6,692		159
金融派生商品		42		—		△42
リース債務		3		1		△1
資産除去債務		34		11		△23
その他の負債		2		2		—
退職給付引当金		1,982	0.47	2,156	0.52	174
賞与引当金		609	0.14	540	0.13	△68
特別法上の準備金		1,374	0.33	1,104	0.26	△270
価格変動準備金		1,374		1,104		△270
負債の部合計		316,427	75.04	314,110	75.16	△2,316
(純資産の部)						
資本金		20,389	4.84	20,389	4.88	—
資本剰余金		15,518	3.68	15,518	3.71	—
資本準備金		12,620		12,620		—
その他資本剰余金		2,898		2,898		—
利益剰余金		33,708	7.99	32,077	7.68	△1,631
利益準備金		7,769		7,769		—
その他利益剰余金		25,938		24,307		△1,631
特別準備金		8,840		8,840		—
不動産圧縮積立金		1,790		1,778		△12
繰越利益剰余金		15,308		13,689		△1,619
株主資本合計		69,616	16.51	67,985	16.27	△1,631
その他有価証券評価差額金		35,646	8.45	35,823	8.57	176
評価・換算差額等合計		35,646	8.45	35,823	8.57	176
純資産の部合計		105,263	24.96	103,808	24.84	△1,454
負債及び純資産の部合計		421,690	100.00	417,919	100.00	△3,771

経理の状況

〈2016年度の注記事項〉

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - リース資産以外の有形固定資産
定額法により行っています。
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備等を除く)については定額法)を採用していましたが、当会計期間より定額法に変更しています。
これは当社の属する東京海上グループにおける海外保険事業の拡大により定額法を採用する会社の割合が高まったことを契機に減価償却方法の見直しを行ったところ、当社で保有する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に使用されることが見込まれ、耐用年数にわたって均等に費用配分することが実態をより適正に表すものと判断したことによるものです。これにより、東京海上グループで会計方針が統一されています。
この結果、従来の方と比べて、当会計期間の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ173百万円増加しています。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌期から費用処理しています。
- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 外貨建債券に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジを適用しています。
なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はありません。
 - 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 - 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 有形固定資産の減価償却累計額は22,779百万円、圧縮記帳額は4,969百万円です。
- 関係会社に対する金銭債権総額は1百万円、金銭債務総額は417百万円です。

14. 繰延税金資産の総額は28,492百万円、繰延税金負債の総額は13,889百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は1,699百万円です。

繰延税金資産の発生の主たる原因別の内訳は、責任準備金20,683百万円、退職給付引当金2,668百万円、有価証券評価損1,542百万円、支払備金1,531百万円およびソフトウェア1,134百万円です。

繰延税金負債の発生の主たる原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金12,640百万円です。

15. 関係会社株式の額は、43百万円です。

16. 担保に供している資産は、預貯金1,981百万円です。これは、海外支店の業務運営にかかる現地規制対応の目的により差し入れているものです。

17. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	43,413百万円
同上に係る出再支払備金	778百万円
差 引 (イ)	42,635百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	5,627百万円
計 (イ+ロ)	48,262百万円

18. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	122,267百万円
同上に係る出再責任準備金	3,574百万円
差 引 (イ)	118,692百万円
その他の責任準備金(ロ)	126,856百万円
計 (イ+ロ)	245,549百万円

19. 1株当たりの純資産額は493円57銭です。

算定上の基礎である純資産額は103,808百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△21,258百万円
ロ.年金資産	10,665百万円
ハ.退職給付信託	7,199百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△3,393百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	2,775百万円
ヘ.未認識過去勤務費用	30百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	△587百万円
チ.前払年金費用	1,569百万円
リ.退職給付引当金(トーチ)	△2,156百万円

- (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.1%
長期期待運用収益率	1.80%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

- (3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付企業年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,590	1,254	△5,453	△7,789
退職給付信託の年金資産	1,433	132	5,635	7,202
退職給付引当金(純額)	△2,156	—	—	△2,156
前払年金費用(純額)	—	1,387	182	1,569

21. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

22. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりです。

当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

23. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。

- (1) ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 77百万円

- (2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

24. (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当会計期間から適用しています。

25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経常収益		152,255	149,163	△3,092
保険引受収益		148,811	146,418	△2,393
正味収入保険料		138,671	140,118	1,447
収入積立保険料		2,302	2,034	△267
積立保険料等運用益		2,115	1,856	△258
支払備金戻入額		1,256	—	△1,256
責任準備金戻入額		4,437	2,392	△2,045
その他保険引受収益		29	14	△14
資産運用収益		3,141	2,671	△470
利息及び配当金収入		4,787	4,322	△464
有価証券売却益		363	195	△168
金融派生商品収益		80	—	△80
その他運用収益		25	10	△15
積立保険料等運用益振替		△2,115	△1,856	258
その他経常収益		301	73	△228
経常費用		142,539	140,143	△2,396
保険引受費用		117,938	115,500	△2,438
正味支払保険金		75,731	72,937	△2,793
損害調査費		9,747	9,786	38
諸手数料及び集金費		22,251	23,205	954
満期返戻金		10,093	8,809	△1,283
契約者配当金		18	23	4
為替差損		4	59	54
その他保険引受費用		92	111	19
資産運用費用		960	668	△291
有価証券売却損		191	281	90
有価証券評価損		590	30	△560
有価証券償還損		1	36	34
金融派生商品費用		—	67	67
為替差損		149	202	53
その他運用費用		26	49	23
営業費及び一般管理費		23,552	23,488	△64
その他経常費用		87	486	398
その他の経常費用		87	486	398
経常利益		9,715	9,019	△695
特別利益		501	274	△226
固定資産処分益		215	4	△211
特別法上の準備金戻入額		286	270	△15
価格変動準備金		(286)	(270)	(15)
特別損失		225	77	△147
固定資産処分損		116	77	△38
減損損失		108	—	△108
税引前当期純利益		9,991	9,216	△775
法人税及び住民税		3,194	2,955	△239
法人税等調整額		649	△318	△968
法人税等合計		3,844	2,636	△1,207
当期純利益		6,147	6,579	432

(2016年度の注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は123百万円、費用総額は3,143百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	164,607百万円
支払再保険料	24,489百万円
差 引	140,118百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	100,997百万円
回収再保険金	28,060百万円
差 引	72,937百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	24,531百万円
出再保険手数料	1,325百万円
差 引	23,205百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	115百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△769百万円
差 引 (イ)	884百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	△316百万円
計 (イ+ロ)	568百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△3,789百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△1,781百万円
差 引 (イ)	△2,008百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△383百万円
計 (イ+ロ)	△2,392百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	4百万円
有価証券利息・配当金	4,074百万円
貸付金利息	12百万円
不動産賃貸料	223百万円
その他利息・配当金	7百万円
計	4,322百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は508百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は31円28銭です。算定上の基礎である当期純利益は6,579百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は971百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	868百万円
利息費用	―百万円
期待運用収益	△189百万円
数理計算上の差異の費用処理額	300百万円
過去勤務費用の費用処理額	△8百万円
計	971百万円

6. 当期における法定実効税率は28.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.6%であり、この差異の主要な内訳は住民税均等割1.2%、受取配当等の益金不算入額△1.0%です。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	比較増減
	金 額	金 額		
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	9,991	9,216		△775
減価償却費	763	572		△190
減損損失	108	—		△108
支払備金の増減額(△は減少)	△1,256	568		1,824
責任準備金の増減額(△は減少)	△4,437	△2,392		2,045
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6	△6		△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	83	174		91
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4	△68		△64
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△286	△270		15
利息及び配当金収入	△4,787	△4,322		464
有価証券関係損益(△は益)	270	177		△93
為替差損益(△は益)	152	149		△3
有形固定資産関係損益(△は益)	△99	73		172
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	1,352	2,136		784
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△1,212	△1,770		△557
貸付金関係損益(△は益)	△11	—		11
その他	△0	—		0
小計	621	4,237		3,615
利息及び配当金の受取額	5,510	4,840		△670
法人税等の支払額	△5,598	△2,928		2,670
営業活動によるキャッシュ・フロー	533	6,149		5,615
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)	△498	90		588
有価証券の取得による支出	△34,789	△25,248		9,541
有価証券の売却・償還による収入	50,341	38,488		△11,853
貸付けによる支出	△202	△167		34
貸付金の回収による収入	1,170	209		△961
資産運用活動計	16,022	13,371		△2,651
営業活動及び資産運用活動計	16,556	19,520		2,964
有形固定資産の取得による支出	△519	△767		△248
有形固定資産の売却による収入	545	4		△540
有形固定資産の除却による支出	—	△89		△89
その他	△0	△4		△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,047	12,513		△3,534
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額	△7,417	△8,210		△792
リース債務の返済による支出	△2	△2		—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,420	△8,213		△792
現金及び現金同等物に係る換算差額	△123	△7		116
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	9,036	10,440		1,404
現金及び現金同等物期首残高	16,767	25,803		9,036
現金及び現金同等物期末残高	25,803	36,244		10,440

〈2016年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2017年3月31日現在)

現金及び預貯金	39,852百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△3,607百万円
現金及び現金同等物	36,244百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					特別 準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,829	16,540	70,887
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩						△38	38	—
剰余金の配当							△7,417	△7,417
当期純利益							6,147	6,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△38	△1,232	△1,270
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,790	15,308	69,616

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	35,066	105,953
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△7,417
当期純利益		6,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	580	580
当期変動額合計	580	△690
当期末残高	35,646	105,263

2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					特別 準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,790	15,308	69,616
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩						△12	12	—
剰余金の配当							△8,210	△8,210
当期純利益							6,579	6,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△12	△1,619	△1,631
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,778	13,689	67,985

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	35,646	105,263
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△8,210
当期純利益		6,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	176	176
当期変動額合計	176	△1,454
当期末残高	35,823	103,808

経理の状況

〈2016年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	—	—	210,320
合計	210,320	—	—	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年5月18日 取締役会	普通株式	8,210百万円	39円04銭	2016年 3月31日	2016年 5月25日

(2) 基準日が2016年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2017年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年5月16日 取締役会	普通株式	10,900百万円	利益剰余金	51円83銭	2017年 3月31日	2017年 5月25日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2014年度	2015年度	2016年度
(資産の部)				
現金及び預貯金		20,069	29,586	39,852
有価証券		339,650	324,135	310,291
貸付金		1,274	317	275
有形固定資産		29,570	28,770	28,960
無形固定資産		91	91	91
その他資産		26,971	24,961	24,084
前払年金費用		1,460	1,543	1,569
繰延税金資産		12,935	12,398	12,902
貸倒引当金		△121	△115	△109
資産の部合計		431,903	421,690	417,919
(負債の部)				
保険契約準備金		301,330	295,636	293,812
その他負債		20,446	16,824	16,497
退職給付引当金		1,898	1,982	2,156
賞与引当金		613	609	540
特別法上の準備金		1,660	1,374	1,104
価格変動準備金		(1,660)	(1,374)	(1,104)
負債の部合計		325,949	316,427	314,110
(純資産の部)				
資本金		20,389	20,389	20,389
資本剰余金		15,518	15,518	15,518
利益剰余金		34,979	33,708	32,077
株主資本合計		70,887	69,616	67,985
その他有価証券評価差額金		35,066	35,646	35,823
評価・換算差額等合計		35,066	35,646	35,823
純資産の部合計		105,953	105,263	103,808
負債及び純資産の部合計		431,903	421,690	417,919

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)
経常収益		161,226	152,255	149,163
保険引受収益		157,184	148,811	146,418
正味収入保険料		136,634	138,671	140,118
収入積立保険料		2,603	2,302	2,034
積立保険料等運用益		2,089	2,115	1,856
支払備金戻入額		8,972	1,256	—
責任準備金戻入額		6,685	4,437	2,392
その他の保険引受収益		199	29	14
資産運用収益		3,765	3,141	2,671
利息及び配当金収入		4,890	4,787	4,322
有価証券売却益等		896	443	195
その他の運用収益		68	25	10
積立保険料等運用益振替		△2,089	△2,115	△1,856
その他経常収益		277	301	73
経常費用		143,552	142,539	140,143
保険引受費用		119,704	117,938	115,500
正味支払保険金		77,516	75,731	72,937
損害調査費		9,586	9,747	9,786
諸手数料及び集金費		22,078	22,251	23,205
満期返戻金		10,419	10,093	8,809
契約者配当金		6	18	23
支払備金繰入額		—	—	568
その他の保険引受費用		97	96	170
資産運用費用		599	960	668
有価証券売却損等		492	193	385
有価証券評価損		35	590	30
その他の運用費用		71	176	252
営業費及び一般管理費		22,937	23,552	23,488
その他経常費用		310	87	486
経常利益		17,674	9,715	9,019
特別利益		64	501	274
固定資産処分益		64	215	4
特別法上の準備金戻入額		—	286	270
価格変動準備金		—	(286)	(270)
特別損失		1,871	225	77
固定資産処分損		127	116	77
減損損失		1,503	108	—
特別法上の準備金繰入額		240	—	—
価格変動準備金		(240)	(—)	(—)
税引前当期純利益		15,867	9,991	9,216
法人税及び住民税		4,092	3,194	2,955
法人税等調整額		△817	649	△318
法人税等合計		3,275	3,844	2,636
当期純利益		12,592	6,147	6,579

1株当たり配当等の推移

項目 \ 年度	2014年度	2015年度	2016年度
1株当たり配当額	35円27銭	39円04銭	51円83銭
1株当たり当期純利益金額	59円87銭	29円22銭	31円28銭
配当性向	58.91%	133.61%	165.70%
1株当たり純資産額	503円77銭	500円49銭	493円57銭
従業員1人当たり総資産	180百万円	180百万円	182百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	2014年度	2015年度	2016年度
当期純利益(百万円)	12,592	6,147	6,579
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,592	6,147	6,579
普通株式の期中平均株式(千株)	210,320	210,320	210,320

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
現金	13	13	5
預貯金	20,055	29,572	39,846
（郵便振替・郵便貯金）	(742)	(691)	(760)
（当座預金）	(48)	(1,485)	(1,549)
（普通預金）	(15,002)	(22,653)	(33,528)
（通知預金）	(960)	(960)	(400)
（定期預金）	(2,302)	(2,807)	(2,632)
（譲渡性預金）	(1,000)	(975)	(975)
合計	20,069	29,586	39,852

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比		構成比		構成比
		%		%		%
国債	131,137	38.6	135,871	41.9	128,698	41.5
地方債	17,423	5.1	13,525	4.2	8,694	2.8
社債	97,160	28.6	97,968	30.2	95,355	30.7
株式	52,753	15.5	46,591	14.4	51,060	16.5
外国証券	36,993	10.9	26,577	8.2	23,110	7.4
その他の証券	4,183	1.2	3,600	1.1	3,372	1.1
合計	339,650	100.0	324,135	100.0	310,291	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

年度		2014年度	2015年度	2016年度
区分				
インカム利回り	公社債	1.21%	1.21%	1.19%
	株式	2.41	2.94	2.84
	外国証券	3.16	3.29	2.69
	その他	4.18	2.67	3.77
	合計	1.57	1.60	1.51
実現利回り	公社債	1.24%	1.23%	1.27%
	株式	1.94	1.02	2.83
	外国証券	2.18	3.59	1.17
	その他	16.73	2.46	2.60
	合計	1.55	1.45	1.43
時価総合利回り	公社債	3.09%	4.47%	△0.60%
	株式	29.55	△9.98	11.40
	外国証券	10.09	△1.69	△1.70
	その他	24.60	△8.90	13.04
	合計	7.54	1.38	1.21

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.76「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.76「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
区分								
2015年度末	国債	3,000	1,000	13,500	14,500	28,500	53,200	113,700
	地方債	4,700	3,900	2,700	100	—	1,500	12,900
	社債	21,793	42,577	10,919	4,330	1,184	12,300	93,103
	株式	—	—	—	—	—	46,591	46,591
	外国証券	1,760	6,440	5,500	1,126	7,204	3,100	25,133
	その他の証券	625	—	—	—	—	2,975	3,600
	合計	31,878	53,917	32,620	20,056	36,888	119,668	295,030
2016年度末	国債	—	5,000	17,500	16,100	22,600	48,800	110,000
	地方債	3,500	1,900	1,300	—	—	1,500	8,200
	社債	34,757	32,600	8,120	4,414	1,900	9,800	91,591
	株式	—	—	—	—	—	51,060	51,060
	外国証券	3,002	6,326	1,743	7,236	1,660	2,451	22,421
	その他の証券	29	—	—	—	—	3,343	3,372
	合計	41,288	45,826	28,663	27,750	26,160	116,955	286,645

(注) 「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2014年度末			2015年度末			2016年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	16,215	10,976	20.8%	16,194	8,224	17.7%	16,192	9,392	18.4%
陸運業	13,348	9,394	17.8	13,348	9,869	21.2	10,160	9,147	17.9
食料品	3,265	4,451	8.4	3,265	5,063	10.9	3,164	5,308	10.4
機械	8,882	5,268	10.0	7,997	2,858	6.1	7,997	4,164	8.2
建設業	5,726	3,524	6.7	5,726	3,560	7.6	5,726	3,982	7.8
その他製品	792	3,116	5.9	1,157	3,605	7.7	1,157	3,874	7.6
金属製品	1,773	2,462	4.7	1,701	2,406	5.2	1,701	3,055	6.0
商業	4,118	2,539	4.8	4,118	2,668	5.7	3,602	2,860	5.6
化学	2,593	2,173	4.1	2,612	1,832	3.9	2,529	2,098	4.1
電気機器	1,902	2,226	4.2	1,902	1,611	3.5	1,902	1,879	3.7
その他	17,997	6,617	12.5	17,926	4,890	10.5	5,458	5,296	10.4
合計	76,617	52,753	100.0	75,951	46,591	100.0	59,594	51,060	100.0

(注) 1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を、化学は医薬品を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

2015年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	317	317
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	317	317
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	317	317
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	317	317

2016年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	275	275
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	275	275
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	275	275
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	275	275

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		170	13.4 %	—	— %	—	— %
有価証券担保貸付		—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付		170	13.4	—	—	—	—
指名債権担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		755	59.3	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		0	0.0	—	—	—	—
一般貸付計		926	72.7	—	—	—	—
約款貸付		348	27.3	317	100.0	275	100.0
合計		1,274	100.0	317	100.0	275	100.0
(うち劣後特約貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
設備資金		200	15.8 %	—	— %	—	— %
運転資金		1,073	84.2	317	100.0	275	100.0
合計		1,274	100.0	317	100.0	275	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		—	—	—	—	—	—
その他		926	72.7	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(925)	(72.6)	(—)	(—)	(—)	(—)
計		926	72.7	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		348	27.3	317	100.0	275	100.0
合計		1,274	100.0	317	100.0	275	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		—	— %	—	— %	—	— %
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		926	100.0	—	—	—	—
一般貸付計		926	100.0	—	—	—	—

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	—	— %	—	— %	—	— %
	その他の地域	—	—	—	—	—	—
	国内計	—	—	—	—	—	—
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 個人ローン・約款貸付等は含みません。

2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
土地		18,988	18,791	18,791
営業用		18,133	17,930	17,922
賃貸用		855	860	868
建物		9,944	9,241	9,190
営業用		9,056	8,415	8,366
賃貸用		888	825	824
土地・建物合計		28,933	28,032	27,982
営業用		27,189	26,346	26,288
賃貸用		1,744	1,686	1,693
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		28,933	28,032	27,982
営業用		27,189	26,346	26,288
賃貸用		1,744	1,686	1,693
リース資産		7	4	1
その他の有形固定資産		629	733	976
有形固定資産合計		29,570	28,770	28,960

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
長期性資産	42,917	36,148	30,323

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2014年度末		2015年度末		2016年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
個人向けローン	30	100.0	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	30 (2.4%)	100.0	(—)	—	(—)	(—)
総貸付残高	1,274		317		275	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	比較増減
破綻先債権額	(A)	—	—	—
延滞債権額	(B)	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	(C)	—	—	—
貸付条件緩和債権額	(D)	—	—	—
リスク管理債権合計 (E)=(A)+(B)+(C)+(D)		—	—	—
貸付金残高	(F)	317	275	△41
貸付金に占める割合 (G)=(E)/(F)×100		—	—	—
担保等保全額及び個別引当額	(H)	—	—	—
カバー率 (I)=(H)/(E)×100		—	—	—

(注) 1. 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」といいます)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

2. 担保等保全額及び個別引当額は、担保等で保全され回収が見込まれる額と個別貸倒引当金に繰入済の額の合計額です。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	2014年度	2015年度	2016年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危険債権		—	—	—
要管理債権		—	—	—
正常債権		1,280	322	280
合計		1,280	322	280

(注) 上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびこれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
- 要管理債権とは、要管理先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記1.2.に掲げる貸付金を除きます。
- 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記1.2.3.およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

2015年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	317	—	—	—	—	317
有価証券	323,024	1,111	—	3	1,115	324,139
有形固定資産	28,770	—	—	—	—	28,770
その他	68,384	87	102	7	197	68,582
合計	420,496	1,198	102	11	1,312	421,809

2016年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	275	—	—	—	—	275
有価証券	309,223	1,068	—	30	1,098	310,322
有形固定資産	28,960	—	—	—	—	28,960
その他	78,311	85	102	1	189	78,501
合計	416,771	1,153	102	31	1,287	418,058

(注) 1. その他とは、預貯金、保険料債権、預託金等です。

2. 資産の自己査定結果における各分類区分は次のとおりです。

(1) 非分類(Ⅰ分類)資産

「Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2) Ⅱ分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産です。

3. 各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

経理の状況

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
火災	4,898	4,138	4,508
海上	78	61	43
傷害	3,658	3,425	3,355
自動車	30,760	30,459	30,773
自動車損害賠償責任	6,073	5,944	5,627
その他	3,482	3,665	3,954
(うち賠償責任)	(1,838)	(1,891)	(2,139)
合計	48,951	47,694	48,262

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2012年度	43,648	25,094	19,218	△663
2013年度	44,550	22,775	20,534	1,240
2014年度	49,732	27,930	20,448	1,353
2015年度	42,737	22,921	19,526	289
2016年度	41,519	21,356	19,281	881

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	46,349			43,699			40,993			41,918			42,663		
	1年後	45,677	0.986	△672	42,901	0.982	△798	40,566	0.990	△427	41,238	0.984	△680			
	2年後	45,499	0.996	△178	42,988	1.002	87	40,629	1.002	63						
	3年後	46,068	1.013	569	42,886	0.998	△102									
	4年後	45,738	0.993	△330												
最終損害見積り額		45,738			42,886			40,629			41,238			42,663		
累計保険金		44,404			40,940			37,007			34,950			27,341		
支払備金		1,334			1,946			3,622			6,288			15,322		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	5,493			5,182			4,336			4,134			3,640		
	1年後	5,497	1.001	4	4,636	0.895	△546	4,250	0.980	△86	4,055	0.981	△79			
	2年後	5,426	0.987	△71	4,622	0.997	△14	4,300	1.012	50						
	3年後	5,456	1.006	30	4,678	1.012	56									
	4年後	5,452	0.999	△4												
最終損害見積り額		5,452			4,678			4,300			4,055			3,640		
累計保険金		5,350			4,515			4,055			3,474			1,514		
支払備金		102			163			245			581			2,126		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	2,555			2,309			2,267			2,273			2,629		
	1年後	2,674	1.047	119	2,400	1.039	91	2,396	1.057	129	2,194	0.965	△79			
	2年後	2,686	1.004	12	2,496	1.040	96	2,404	1.003	8						
	3年後	2,750	1.024	64	2,453	0.983	△43									
	4年後	2,774	1.009	24												
最終損害見積り額		2,774			2,453			2,404			2,194			2,629		
累計保険金		2,694			2,304			2,107			2,000			1,526		
支払備金		80			149			297			194			1,103		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2014年度末	2015年度末	2016年度末
火災		105,975	100,657	98,929
海上		2,486	2,460	2,441
傷害		46,841	41,358	36,643
自動車		38,290	43,841	46,864
自動車損害賠償責任		34,633	35,127	35,538
その他		24,151	24,495	25,132
(うち賠償責任)		(5,943)	(6,263)	(6,645)
合計		252,379	247,941	245,549

責任準備金積立水準

区分	年度	2015年度末	2016年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区 分		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2015年度末	火災	78,743	20,001	—	1,900	11	100,657
	海上	23	2,436	—	—	—	2,460
	傷害	3,261	5,485	—	32,448	162	41,358
	自動車	29,375	14,466	—	—	—	43,841
	自動車損害賠償責任	35,127	—	—	—	—	35,127
	その他	11,317	11,492	—	1,668	16	24,495
	(うち賠償責任)	(1,976)	(4,287)	(—)	(—)	(—)	(6,263)
合計	157,850	53,883	—	36,017	190	247,941	
2016年度末	火災	77,023	20,846	—	1,048	10	98,929
	海上	4	2,436	—	—	—	2,441
	傷害	3,097	5,904	—	27,472	168	36,643
	自動車	28,257	18,606	—	—	—	46,864
	自動車損害賠償責任	35,538	—	—	—	—	35,538
	その他	11,516	11,936	—	1,663	16	25,132
	(うち賠償責任)	(2,043)	(4,602)	(—)	(—)	(—)	(6,645)
合計	155,438	59,730	—	30,184	195	245,549	

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2015年度

(単位：百万円)

区 分		2014年度末 残高	2015年度 増加額	2015年度減少額		2015年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	11	5	—	11※	5	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	110	0	0	0※	110	※回収等による取崩額
	計	121	5	0	11	115	
賞与引当金		613	609	613	—	609	
価格変動準備金		1,660	—	286	—	1,374	

2016年度

(単位：百万円)

区 分		2015年度末 残高	2016年度 増加額	2016年度減少額		2016年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	5	5	—	5※	5	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	110	1	6	1※	103	※回収等による取崩額
	計	115	6	6	7	109	
賞与引当金		609	540	609	—	540	
価格変動準備金		1,374	—	270	—	1,104	

(注)退職給付引当金に関する事項はP.83に記載しています。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.88、89株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2014年度			2015年度			2016年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	48	0	—	72	26	—	164	2	—
株式	84	181	35	69	9	590	31	—	30
外国証券	—	251	—	222	154	—	—	278	—
合計	132	433	35	363	191	590	195	281	30

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	2014年度		2015年度		2016年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	58	112	208	94	—	71
その他の有形固定資産	5	14	7	21	4	6
小計	64	127	215	116	4	77
無形固定資産	—	—	—	—	—	—
合計	64	127	215	116	4	77

事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	2014年度	2015年度	2016年度
人件費	19,066	18,885	18,687
物件費	12,018	12,960	13,218
税金	1,445	1,462	1,369
拠出金	△7	△7	△0
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	22,078	22,251	23,205
合計	54,602	55,552	56,480

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2015年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2015年度償却額	償却累計額	2015年度末残高	償却累計率
建物	27,437	509	18,195	9,241	66.32%
営業用	24,660	454	16,244	8,415	65.87%
賃貸用	2,777	55	1,951	825	70.26%
リース資産	81	2	76	4	94.37%
その他の有形固定資産	5,097	250	4,363	733	85.61%
合 計	32,615	763	22,636	9,979	

2016年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2016年度償却額	償却累計額	2016年度末残高	償却累計率
建物	27,744	380	18,553	9,190	66.87%
営業用	24,920	338	16,554	8,366	66.43%
賃貸用	2,824	41	1,999	824	70.79%
リース資産	14	2	13	1	88.97%
その他の有形固定資産	5,189	188	4,212	976	81.18%
合 計	32,948	572	22,779	10,169	

- (注) 1. 取得原価は、減損評価損控除後としています。
 2. 社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。
 3. 賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引)
 該当ありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	● 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ● 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	1,213百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 0百万円

経理の状況

金融商品関係

2015年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	2015年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	29,586	29,586	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,212	1,511	298
その他有価証券	319,113	319,113	—
資産計	349,911	350,210	298
(3)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	41	41	—
デリバティブ取引計	41	41	—

(*) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)デリバティブ取引

[P.114デリバティブ取引関係]をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額3,810百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

なお、貸付金(貸借対照表計上額317百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	2015年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*)	4,742	—	—	—
有価証券	31,878	86,537	56,945	70,100
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	1,200
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	3,000	14,500	43,000	52,000
地方債	4,700	6,600	100	1,500
社債	21,793	53,496	5,514	12,300
外国証券	1,760	11,941	8,331	3,100
その他	625	—	—	—
資産計	36,621	86,537	56,945	70,100

(*)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

経理の状況

2016年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内で収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のプレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	2016年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	39,852	39,852	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,212	1,404	192
その他有価証券	305,423	305,423	—
資産計	346,488	346,680	192
(3)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	158	158	—
ヘッジ会計が適用されているもの	300	300	—
デリバティブ取引計	458	458	—

(*) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)デリバティブ取引

[P.115デリバティブ取引関係]をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額3,655百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

なお、貸付金(貸借対照表計上額275百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	2016年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*)	4,007	—	—	—
有価証券	41,288	74,490	53,911	62,551
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	1,200
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	—	22,500	38,700	47,600
地方債	3,500	3,200	—	1,500
社債	34,757	40,720	6,314	9,800
外国証券	3,002	8,070	8,897	2,451
その他	29	—	—	—
資産計	45,296	74,490	53,911	62,551

(*)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

経理の状況

有価証券関係

2015年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2015年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,212	1,511	298
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,212	1,511	298

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2015年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	214,213	238,369	24,155
	株 式	21,753	41,101	19,347
	外国証券	18,682	22,633	3,951
	そ の 他	1,585	2,975	1,389
	小 計	256,235	305,080	48,844
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	7,796	7,783	△13
	株 式	3,021	2,712	△309
	外国証券	3,138	3,046	△92
	そ の 他	1,472	1,465	△6
	小 計	15,429	15,007	△421
合 計		271,665	320,088	48,422

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.2015年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(975百万円)をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2015年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		3,700	72	26
株 式		84	69	9
外 国 証 券		11,389	222	154
そ の 他		—	—	—
合 計		15,175	363	191

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について590百万円(時価のあるもの587百万円、時価を把握することが極めて困難と認められるもの3百万円)の減損処理を行っています。なお、当該有価証券の減損については、原則として、期末日の時価が帳簿価格と比べて30%以上下落したものを対象としています。

2016年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2016年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,212	1,404	192
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,212	1,404	192

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④其他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2016年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	189,617	209,630	20,012
	株 式	23,477	47,119	23,642
	外国証券	18,384	21,541	3,157
	そ の 他	1,585	3,343	1,757
	小 計	233,064	281,634	48,569
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	21,931	21,905	△25
	株 式	1,267	1,194	△72
	外国証券	705	688	△16
	そ の 他	975	975	—
	小 計	24,878	24,764	△114
合 計		257,943	306,398	48,455

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められる其他有価証券は上表に含めていません。

2.2016年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(975百万円)をその他に含めています。

⑤売却した其他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2016年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		5,978	164	△2
株 式		63	31	—
外 国 証 券		4,312	—	△278
そ の 他		—	—	—
合 計		10,354	195	△281

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

其他有価証券について30百万円(時価を把握することが極めて困難と認められるもの)の減損処理を行っています。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2015年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2015年度末			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	ユーロ ポンド	2,868 697	— 697	△42 83	△42 83
	合 計	—	—	41	41

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

2016年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2016年度末			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 ポ ンド	697	—	158	158
	合 計	—	—	158	158

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2016年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券	13,883 1,093	— —	279 20
	合 計		—	—	300

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

経理の状況

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2016年4月1日から2017年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2017年5月16日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

コーポレート データ

沿革	118
株式の状況	119
会社の組織	121
役員の状況	122
従業員の状況	125
企業集団の状況	126
設備の状況	128

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年(明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年(大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年(昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社を設立
1991年(平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年(平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年(平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年(平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
2006年(平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年(平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2017年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp/
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

臨時株主総会

決議事項は以下のとおりです。(決議日：2017年4月1日)

決議事項	取締役6名選任の件 本件は、原案どおり承認可決されました。
------	----------------------------------

第110期定時株主総会

第110期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日：2017年6月22日)

報告事項	2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件 本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告しました。
------	--

決議事項	監査役2名選任の件 本件は、原案どおり承認可決されました。
------	----------------------------------

株式の状況

大株主

(2017年3月31日現在)

氏名又は名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100.0 [%]
合 計		210,320	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

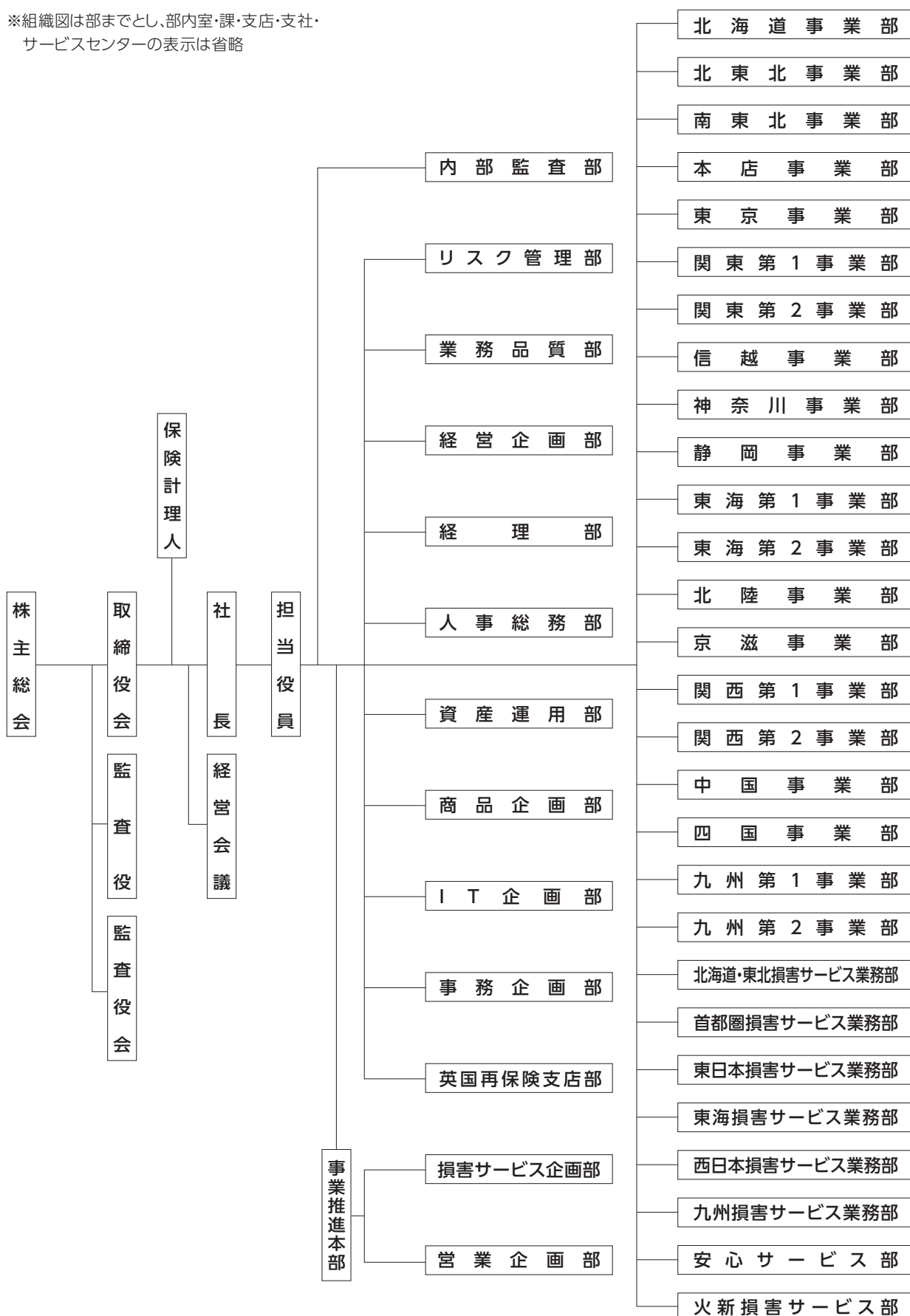
発行済株式総数及び資本金の額の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金の額		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	^{千株} △1,942	^{千株} 194,805	^{千円} —	^{千円} 15,634,652	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2017年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	

会社の組織

組織図(2017年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



役員の状況

取締役

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
代表取締役社長	むら しほ まさ と 村 島 雅 人 (1960年3月21日生)	1982年 4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 2008年 6月 執行役員営業推進部長 2009年 4月 執行役員経営企画部長 同 年 6月 取締役執行役員経営企画部長 2010年 6月 取締役常務執行役員経営企画部長 2011年 4月 取締役常務執行役員 2012年 6月 取締役社長(代表取締役) 2013年 4月 取締役社長(代表取締役)改革推進本部長 2015年 4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
代表取締役	なつ さこ きよ はる 夏 迫 清 治 (1959年4月9日生)	1982年 4月 当社入社 以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、 2009年 6月 執行役員首都圏損害サービス第1部長 2010年 4月 執行役員東北事業本部副本部長 同 年 6月 執行役員東北事業本部長 2011年 4月 執行役員 2012年 4月 執行役員事業支援部長 同 年 6月 取締役執行役員事業支援部長 2014年 4月 取締役常務執行役員 2016年 4月 取締役(代表取締役)専務執行役員(現職)
取締役	ひら まつ ひとし 平 松 均 (1960年9月19日生)	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員関西営業第三部長 2016年 4月 当社取締役常務執行役員事業推進本部長(現職)
取締役	おか もと たか ひろ 岡 本 隆 裕 (1962年7月4日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2013年 6月 執行役員経営企画部長 2015年 4月 執行役員人事総務部長 2016年 4月 取締役常務執行役員人事総務部長 2017年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	さか もと あらた 坂 本 新 (1962年3月3日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経理部長を経て、 2016年 4月 取締役執行役員経理部長 2017年 4月 取締役執行役員人事総務部長(現職)
取締役	こ が ひさ のぶ 古 賀 久 展 (1964年9月18日生)	1987年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2016年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部長 東京海上日動火災保険株式会社理事経営企画部部長 2017年 4月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員事業戦略部長(現職) 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経営企画部長(現職) 当社取締役(現職)

監査役

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	花 村 吉 昭 (1958年11月19日生)	1981年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2008年 6月 取締役執行役員経営企画部長 2009年 4月 取締役執行役員 同 年 6月 取締役執行役員人事部長 2010年 4月 取締役執行役員 同 年 6月 取締役常務執行役員損害サービス本部長 2011年 4月 取締役常務執行役員 2013年 4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長 2014年 4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長兼事業推進本部副本部長 2015年 4月 取締役常務執行役員 2016年 4月 顧問 同 年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	伊 藤 武 志 (1959年4月16日生)	1982年 4月 当社入社 以後 業務品質部推進役を経て、 2017年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	深 尾 邦 彦 (1951年11月26日生)	1974年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2004年 6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役 同 年10月 同社常務取締役 2006年 6月 同社専務取締役 2008年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 2010年 6月 同社専務取締役 2011年 6月 同社取締役副社長 2012年 6月 同社常勤監査役 2016年 6月 当社監査役(現職)
監査役	坂 本 佳 観 (1953年9月5日生)	1977年 4月 株式会社静岡銀行入行 2003年 6月 同社コンプライアンス・リスク統括部長 2005年 6月 同社理事浜松中央支店長 2007年 4月 同社執行役員浜松営業部長 2010年 4月 同社常務執行役員西部カンパニー長 2013年 6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役副社長 2014年 4月 同社代表取締役社長 2017年 6月 当社監査役(現職)

(注)監査役 深尾邦彦および坂本佳観は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員の状況

執行役員

(2017年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社長執行役員	むら しま まさ と 村 島 雅 人	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員	よこ がわ たく じ 横 川 卓 事 (1956年8月26日生)	1980年 4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2009年 6月 執行役員北海道事業部長 2010年 6月 執行役員首都圏第3事業本部長兼神奈川統括営業部長 2011年 4月 執行役員営業企画部長 同 年 6月 取締役執行役員営業企画部長 2012年 6月 取締役常務執行役員営業企画部長 2013年 4月 取締役常務執行役員 同 年 6月 取締役専務執行役員 2014年 4月 取締役(代表取締役)専務執行役員事業推進本部長 2016年 4月 専務執行役員(現職)	京滋事業部、関西第1事業部、関西第2事業部、中国事業部、四国事業部、西日本損害サービス業務部
専務執行役員	なつ さこ きよ はる 夏 迫 清 治	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、リスク管理部、IT企画部、火新損害サービス部
常務執行役員	ひら まつ ひとし 平 松 均	「取締役」の欄をご参照ください。	事業推進本部、損害サービス企画部、経営企画部、九州第1事業部、九州第2事業部、九州損害サービス業務部
常務執行役員	おか もと たか ひろ 岡 本 隆 裕	「取締役」の欄をご参照ください。	経理部、業務品質部、商品企画部、英国再保険支店部、(内部監査部)
常務執行役員	さ さき とし や 佐々木俊哉 (1961年12月23日生)	1984年 4月 当社入社 以後 本店営業部長を経て、 2014年 4月 執行役員神奈川事業部長 2016年 4月 常務執行役員(現職)	北海道事業部、本店事業部、東京事業部、関東第1事業部、神奈川事業部、首都圏損害サービス業務部
執行役員	まる お おきら 丸 尾 朗 (1961年9月10日生)	1985年 4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2013年 6月 執行役員九州第1事業部長 2014年 4月 執行役員商品サービス部長 2015年 4月 執行役員損害サービス企画部長 2017年 4月 執行役員(現職)	事務企画部、関東第2事業部、信越事業部、東日本損害サービス業務部、安心サービス部
執行役員	くろ おか けい こ 黒 岡 圭 子 (1957年3月2日生)	1979年 4月 当社入社 以後 安心サービス部長を経て、 2014年 4月 執行役員安心サービス部長 2015年 4月 執行役員業務品質部長(現職)	
執行役員	おお た のり ゆき 大 田 紀 之 (1961年5月9日生)	1986年 4月 当社入社 以後 南東北事業部長を経て、 2015年 4月 執行役員営業企画部長(現職)	営業企画部
執行役員	ごん だいら のり あき 権 平 憲 昭 (1962年6月13日生)	1986年 4月 当社入社 以後 東京事業部長を経て、 2015年 4月 執行役員東京事業部長 2016年 4月 執行役員 2017年 4月 執行役員事業推進本部副本部長(現職)	北東北事業部、南東北事業部、東海第1事業部、東海第2事業部、北陸事業部、北海道・東北損害サービス業務部、東海損害サービス業務部
執行役員	もり 森 ひろ ひこ 森 博 彦 (1963年9月25日生)	1986年 4月 当社入社 以後 西日本損害サービス業務部長を経て、 2015年 4月 執行役員商品サービス部長 2017年 4月 執行役員(現職)	経営企画部(生産性向上企画特命担当)
執行役員	ま はら みき ひこ 真 原 樹 彦 (1961年6月19日生)	1984年 4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2016年 4月 執行役員静岡事業部長(現職)	静岡事業部
執行役員	さか もと あらた 坂 本 新	「取締役」の欄をご参照ください。	人事総務部、資産運用部
執行役員	やま もと いく お 山 本 育 生 (1962年2月25日生)	1987年 5月 当社入社 以後 関東第2事業部長を経て、 2016年 4月 執行役員北海道事業部長 2017年 4月 執行役員IT企画部長(現職)	
執行役員	おり やま しん 織 山 晋 (1966年1月29日生)	1990年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年 4月 執行役員経営企画部長(現職)	
執行役員	まつ おか まさ と 松 岡 正 人 (1965年4月13日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 当社商品開発部担当部長 2017年 4月 当社執行役員商品企画部長(現職)	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(2017年3月31日現在)

従業員数	2,292名
平均年齢	44.7歳
平均勤務年数	15.4年
平均年間給与	6,110,411円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与とは、賞与および基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2013年度	33名	11名	44名
2014年度	27名	5名	32名
2015年度	31名	14名	45名
2016年度	24名	24名	48名
2017年度	32名	15名	47名

(注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除いています。

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、地域に密着した代理店と協力して高品質なサービスを提供する独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「コミュニケーションとリーダーシップを基盤に、プロとして成長し続ける人材」を求めています。

採用にあたっては、基本的な人権の尊重や就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げた当社は、その実現のために目指す人材像を「人に優しくコミュニケーション力の高い人材」「損害保険サービスのプロとなる人材」「牽引力あるリーダー人材」と定めています。

真のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。

その後については、①階層別、②部門別、③職務別の各種研修のほか、OJTや自己啓発など全社員に共通するプログラムを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また、「お客さま本位」の会社を実現し、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献し、「お客さまから選ばれ成長する会社」を目指すため、具体的に以下の行動を、全役職員が実践することを徹底しています。

- 目的を理解して納得のうえで取り組む。
- 現状を変えるために新たなことに挑む。
- 本質に絞ってシンプルに伝える。
- 自分の考え、意見を述べる。
- 組織の壁を乗り越えて協力する。

そして、教育や研修だけでなく、採用・配置(人事異動)・評価(昇格)の全てを人材育成の機会と位置付けて、人材育成の取組みを推進しています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2017年3月31日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

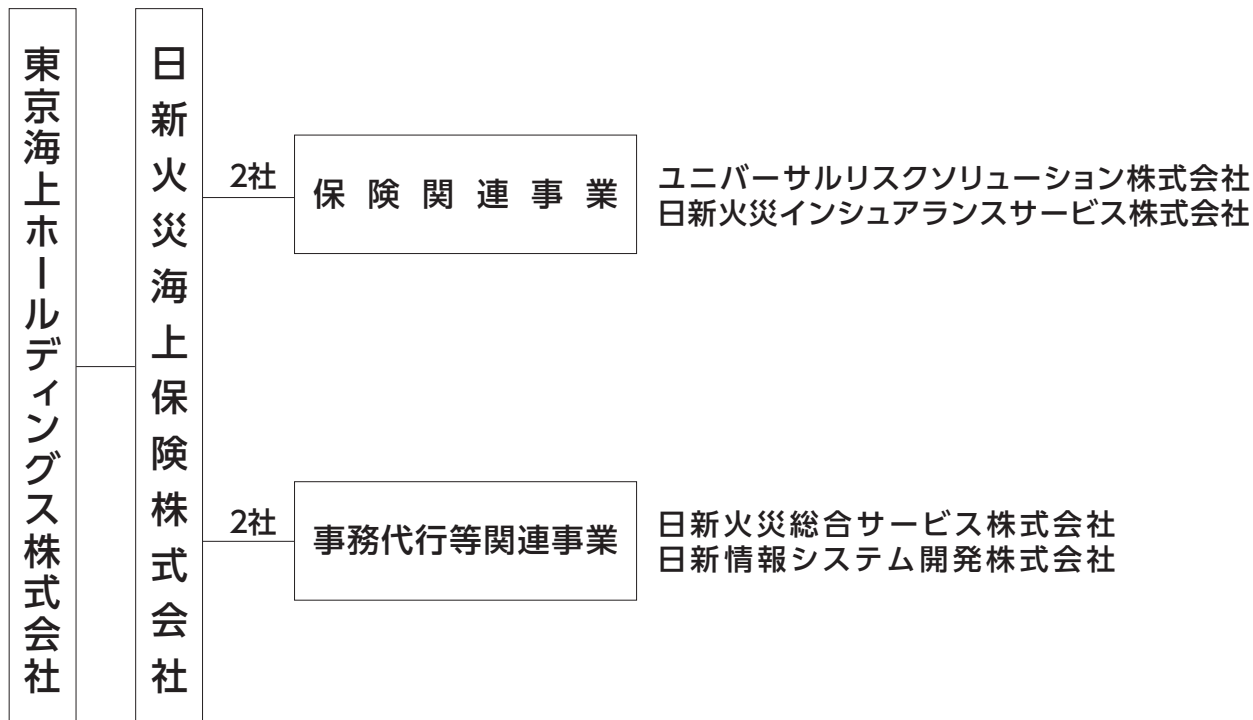
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新情報システム開発株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム設計業務等を主要事業としています。

〔事業系統図〕

(2017年3月31日現在)



子会社

(2017年3月31日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災インシュアランス サービス株式会社	1957. 7. 24	百万円 20	100 %	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業
日新火災総合サービス 株式会社	1983. 2. 1	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業務、 付随設備保守管理業務等
日新情報システム開発 株式会社	1988. 11. 1	20	100	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリュー ーション株式会社	2000. 4. 11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は7億69百万円でした。

主要な設備の状況

(2017年3月31日現在)

店 名	所 属 出 先 機 関	帳 簿 価 額 (百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建 物	動 産	リース資産	
東 京 本 社※1	10 店	10,678(3,621)	3,491	72	—	571 人
さいたま本社※2	5	3,078(9,494)	1,270	398	1	232
信 越 事 業 部	7	281(1,826)	176	10	—	92
神 奈 川 事 業 部	3	0(210)	187	15	—	98
北 海 道 事 業 部	6	0(0)	0	27	—	89
北 東 北 事 業 部 南 東 北 事 業 部	12	1,022(2,556)	642	37	—	213
静 岡 事 業 部	4	4(162)	88	12	—	79
東 海 第 1 事 業 部 東 海 第 2 事 業 部	9	464(2,184)	770	31	—	202
北 陸 事 業 部	3	28(121)	151	14	—	70
京 滋 事 業 部 関 西 第 1 事 業 部 関 西 第 2 事 業 部 中 国 事 業 部 四 国 事 業 部	23	295(1,233)	372	75	—	439
九 州 第 1 事 業 部 九 州 第 2 事 業 部	11	315(1,691)	143	49	—	207

※1 本店事業部、東京事業部、関東第1事業部を含む。

※2 関東第2事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。海外支店(英国再保険支店部)は東京本社の所属出先機関に含んでいます。

2. 上記は全て営業用設備です。

3. 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (211)	200

4. 前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	410

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取消請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価（額）に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価（額）

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険等で、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人（質権者）に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払等の保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返れい金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」等の種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼・全壊）や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価（額）を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険大学課程

「損保一般試験」に合格した募集人がさらにステップアップを目指す仕組みとして、「損害保険大学課程」（以下「本過程」といいます）を実施しています。本過程では、保険商品に関する知識に加え、保険募集に関連する深い専門知識や実践的な知識・業務スキルを身に付け、お客さまに対しより良いコンサルティングを行えるように「専門コース」と「コンサルティングコース」を設け、それぞれの試験に合格した募集人のうち、所定の認定要件を満たしたかたを一般社団法人 日本損害保険協会が本過程の修了者として認定します。

損害保険募集人一般試験

損害保険代理店ならびにその役員および使用人が保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上を図ること、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の修得度の検証を目的として一般社団法人 日本損害保険協会が実施する試験制度のことをいいます。

損害保険用語の解説

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をさします。

そんぽADRセンター

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことで、例えば、火災等の事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることとなります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険／一部保険

保険金額（契約金額）が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額（契約金額）の合計額が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した場合等、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことで、

積立保険（貯蓄型保険）

火災保険・傷害保険等の補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせ、長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車がある9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引（割増）制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引（割増）されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額（契約金額）が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価（額）または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことで、その金額は、保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社を作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の対象

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約等、特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン／ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことを意味し、火災保険・自動車保険・傷害保険等が該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」として記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約するすべての保険をさす場合もあります。

店舗の一覧

東京本社（本店）	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	

(2017年7月1日現在)

営業店舗の一覧（営業時間 9:00～17:00・土日祝除く） ※主な営業店舗を掲載しています。

北海道事業部	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1311
札幌第1サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1315
札幌第2サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1316
旭川サービス支店	〒070-0034	北海道旭川市4条通9-1704-12 (朝日生命旭川ビル3F)	(0166) 26-4431
道東サービス支店	〒085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4 (明治安田生命釧路第2ビル5F)	(0154) 23-8251
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4316
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2 (東北永愛友商事ビル2F)	(0197) 65-3821
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F)	(017) 775-1461
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9 (日新火災八戸ビル2F)	(0178) 43-1567
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2 (明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018) 837-5255
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-3153
仙台サービス支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル2F)	(022) 263-5465
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14 (日新火災山形ビル2F)	(023) 622-4006
酒田サービス支店	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234) 23-5106
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12 (日新火災郡山ビル2F)	(024) 932-2266
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5 (殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024) 526-0205
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1 (平セントラルビル7F)	(0246) 22-1881
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24 (山本中央ビル2F)	(0242) 24-5661
本店事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
公務課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5547
金融課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5548
営業課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
東京事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5540
東京中央支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5556
東京東支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5655
東京西支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5656
東京南支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5657
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22 (TBK立川ビル5F)	(042) 527-7771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13 (日新火災甲府ビル2F)	(055) 228-1277

関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7(日新火災水戸ビル2F)	(029)221-9125
つくばサービス支店	〒305-0031	茨城県つくば市吾妻1-12-9(セントラルビルつくば301)	(029)844-9125
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443
千葉サービス支店	〒260-0028	千葉県千葉市中央区新町24-9(千葉ウエストビル7F)	(043)244-0521
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24(日新火災宇都宮ビル2F)	(028)635-1571
関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1498
埼玉新都心サービス支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東サービス支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)	(049)249-5117
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3(日新火災前橋ビル3F)	(027)224-3622
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945(日新火災太田ビル2F)	(0276)45-4691
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47(日新火災長野ビル2F)	(026)244-0232
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3(日新火災松本ビル2F)	(0263)33-3210
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6(日新火災長岡ビル2F)	(0258)32-2285
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23(日新火災三条ビル2F)	(0256)33-1045
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル8F)	(045)633-5280
横浜支店	〒221-0052	神奈川県横浜市中区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
横浜中央サービス支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル4F)	(045)633-5291
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル9F)	(0463)21-2176
静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝サービス支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前1-15-1(マックス・ザ・タワー 藤枝101)	(054)645-2200
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アグラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052)231-7676
名古屋第1サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052)231-7881
名古屋第2サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-7882
名古屋第3サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-1112
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)	(0564)21-1601
豊橋サービス支社	〒440-0881	愛知県豊橋市広小路3-45-2(豊橋第一生命ビルディング5F)	(0532)54-3188
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	(0568)81-8400
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586)72-0178

店舗の一覧

東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11 (日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28 (日新火災岐阜ビル2F)	(058) 264-7261
高山サービス支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8 (第一ビル2F)	(0577) 32-1277
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2 (日新火災多治見ビル2F)	(0572) 22-7268
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17 (日新火災四日市ビル2F)	(059) 351-2477
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14 (津フコク生命ビル3F)	(059) 227-5185
北陸事業部	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27 (日新火災金沢ビル3F)	(076) 203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27 (日新火災金沢ビル4F)	(076) 263-2150
福井サービス支店	〒910-0005	福井県福井市大手3-14-9 (商工中金E・S福井ビル4F)	(0776) 21-0401
富山サービス支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11 (富山フコク生命第2ビル3F)	(076) 433-3545
京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358 (日新火災京都ビル8F)	(075) 211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358 (日新火災京都ビル7F)	(075) 211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208 (FM-Eビル2F)	(0773) 22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49 (日新火災大津ビル2F)	(077) 522-4077
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24 (田中ビル2nd5F)	(0749) 22-1826
関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9820
大阪第1サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9811
大阪第2サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9825
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1 (京都銀行茨木ビル3F)	(072) 623-6146
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30 (三宮フコク生命ビル2F)	(078) 242-4911
姫路サービス支店	〒670-0965	兵庫県姫路市東延末1-1 (住友生命姫路南ビル10F)	(079) 288-5580
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9835
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13 (堺フコク生命ビル3F)	(072) 238-1985
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31 (日新火災和歌山ビル2F)	(073) 422-1131
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3 (田辺中央ビル2F)	(0739) 24-1621
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1 (草葉ビル6F)	(0744) 23-3650
中国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22 (日新火災岡山ビル2F)	(086) 235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17 (シンヨービル6F)	(082) 247-9262
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25 (明治安田生命福山駅前ビル6F)	(084) 922-2129
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11 (吉幸ビル1F)	(0835) 25-1711
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22 (日新火災岡山ビル2F)	(086) 225-0541
島根サービス支店	〒690-0887	島根県松江市殿町516 (山陰鴻池ビル4F)	(0852) 22-3525
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105 (アイシンビル2F)	(0857) 23-4651
四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1 (高松スクエアビル8F)	(087) 851-0026
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1 (高松スクエアビル8F)	(087) 851-0030
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2 (R-2番町ビル5F)	(089) 941-8298
伊予三島サービス支店	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1 (ロイヤルマンション柏1F)	(0896) 24-5306
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 (日通朝日徳島ビル4F)	(088) 622-3711
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26 (高知中央ビジネススクエア9F)	(088) 823-4488

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8162
福岡サービス支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8161
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル2F)	(0942) 35-2819
佐賀サービス支店	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	(0952) 22-4711
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	(093) 923-1581
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097) 535-2143
九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8162
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096) 325-7211
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	(099) 254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985) 24-3833
長崎サービス支店	〒850-0032	長崎県長崎市興善町6-5(興善町イーストビル1F)	(095) 825-4131
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14(日新火災佐世保ビル2F)	(0956) 23-3171

店舗の一覧

(2017年7月1日現在)

損害サービス店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1311
札幌第1サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1313
札幌第2サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1 (札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1345
旭川サービス支店	〒070-0034	北海道旭川市4条通9-1704-12 (朝日生命旭川ビル3F)	(0166) 23-2732
道東サービス支店	〒085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4 (明治安田生命釧路第2ビル5F)	(0154) 23-8260
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4368
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2 (東北永愛友商事ビル2F)	(0197) 65-3833
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F)	(017) 775-1465
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9 (日新火災八戸ビル2F)	(0178) 44-5309
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2 (明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018) 837-5254
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-3153
仙台サービス支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル2F)	(022) 227-2133
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14 (日新火災山形ビル2F)	(023) 624-2900
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234) 23-5968
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12 (日新火災郡山ビル2F)	(024) 932-2280
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5 (殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024) 522-9831
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1 (平セントラルビル7F)	(0246) 22-1951
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24 (山本中央ビル2F)	(0242) 24-5797
本店事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
本店サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5546
東京事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5540
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22 (TBK立川ビル5F)	(042) 524-0771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13 (日新火災甲府ビル2F)	(055) 228-1218
東京第1サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5560
東京第2サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5668
関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5555
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7 (日新火災水戸ビル2F)	(029) 224-0823
つくばサービス支店	〒305-0031	茨城県つくば市吾妻1-12-9 (セントラルビルつくば301)	(029) 844-9130
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28 (第1水戸屋ビル4F)	(04) 7163-8256
千葉サービス支店	〒260-0028	千葉県千葉市中央区新町24-9 (千葉ウエストビル7F)	(043) 244-3130
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24 (日新火災宇都宮ビル2F)	(028) 635-1183
関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1498
埼玉新都心サービス支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1834
埼玉東サービス支店	〒334-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6 (春日部フコク生命ビル3F)	(048) 755-2836
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48 (熊谷第一生命ビル7F)	(048) 523-1215
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2 (山崎ビル8F)	(049) 249-5125
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3 (日新火災前橋ビル3F)	(027) 224-5021
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945 (日新火災太田ビル2F)	(0276) 45-4702
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1479
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47 (日新火災長野ビル2F)	(026) 244-0442
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3 (日新火災松本ビル2F)	(0263) 33-9700
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 (明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025) 245-0345
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6 (日新火災長岡ビル2F)	(0258) 32-2293
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23 (日新火災三条ビル2F)	(0256) 32-8159
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72 (日新火災横浜ビル8F)	(045) 633-5280
横浜中央サービス支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72 (日新火災横浜ビル4F)	(045) 633-5295
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6 (相模大野第一生命ビル6F)	(042) 749-1921
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1 (平塚MNビル9F)	(0463) 21-6651
横浜サービスセンター	〒221-0052	神奈川県横浜市中区栄町8-1 (ポートサイドビル1F)	(045) 461-2521

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054) 253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054) 254-8896
藤枝サービス支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前1-15-1(マックス・ザ・タワー 藤枝101)	(054) 333-9292
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アポラ沼津6F)	(055) 962-7086
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545) 51-9731
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053) 455-4395
東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7676
名古屋第1サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7883
名古屋第2サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052) 231-9226
名古屋第3サービス支店	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052) 231-1113
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)	(0564) 21-1576
豊橋サービス支社	〒440-0881	愛知県豊橋市広小路3-45-2(豊橋第一生命ビルディング5F)	(0532) 54-3185
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	(0568) 81-6911
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586) 72-0511
東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28(日新火災岐阜ビル2F)	(058) 264-8231
高山サービス支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577) 32-5508
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2(日新火災多治見ビル2F)	(0572) 25-8661
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17(日新火災四日市ビル2F)	(059) 351-2977
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059) 227-6231
北陸事業部	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル3F)	(076) 203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル4F)	(076) 263-2180
福井サービス支店	〒910-0005	福井県福井市大手3-14-9(商工中金E・S福井ビル4F)	(0776) 27-2851
富山サービス支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	(076) 433-3557
京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)	(075) 211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075) 211-4594
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773) 24-6390
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077) 522-4179
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749) 23-1960
関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9820
大阪第1サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9843
大阪第2サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9838
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1(京都銀行茨木ビル3F)	(072) 625-3071
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078) 242-4930
姫路サービス支店	〒670-0965	兵庫県姫路市東延末1-1(住友生命姫路南ビル10F)	(079) 288-5376
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9846
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072) 222-3873
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31(日新火災和歌山ビル2F)	(073) 422-1134
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739) 24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	(0744) 23-3982
中国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086) 235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンシヨービル6F)	(082) 247-9265
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25(明治安田生命福山駅前ビル6F)	(084) 923-4108
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル1F)	(0835) 38-6250
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086) 224-7976
島根サービス支店	〒690-0887	島根県松江市殿町516(山陰鴻池ビル4F)	(0852) 22-3575
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857) 21-7415
四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087) 851-0026
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087) 851-0032
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089) 931-6113
伊予三島サービス支店	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896) 24-5324
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088) 622-3716
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央ビジネススクエア9F)	(088) 823-4469

店舗の一覧

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8162
福岡サービス支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8164
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル2F)	(0942) 33-4450
佐賀サービス支社	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	(0952) 22-4181
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	(093) 923-1591
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097) 535-2141
九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8162
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096) 325-7115
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	(099) 254-2440
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985) 24-3883
長崎サービス支店	〒850-0032	長崎県長崎市興善町6-5(興善町イーストビル1F)	(095) 825-4135
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14(日新火災佐世保ビル2F)	(0956) 23-3230
安心サービス部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1539
安心初期対応センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1539
安心お支払センター(車物チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2731
安心お支払センター(人傷チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1776
債権管理センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1723
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2577
カスタマーセンター(事故受付チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1348
火新損害サービス部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5557
損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5557
医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5647
東北火新サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7(日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-2135
北海道火新サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1314
傷害サービスセンター(第1G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1124
傷害サービスセンター(第2G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1192
傷害サービスセンター(第3G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2371
首都圏火新サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5558
東海火新サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル4F)	(052) 231-9225
西日本火新サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9850
九州火新サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8136

サービス24 (受付時間 24時間365日)

事故受付、ロードサービスへの取次ぎ等

0120-25-7474

日新火災テレホンサービスセンター (受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝 9:00~17:00)

自動車保険(ユーサイド)の契約内容変更、各種相談・問い合わせ等

0120-616-898

店舗ネットワーク

部(*1)	22
サービス支店・支社(*2)	92
営業課・支店・支社	23
損害サービスセンター	15
事務所	2

北海道

部	1
サービス支店・支社	4
支社	4
損害サービスセンター	1

東北

部	2
サービス支店・支社	12
支社	2
損害サービスセンター	1

中国・四国

部	2
サービス支店・支社	11
支社	2
事務所	1

関東・甲信越

部	8
サービス支店・支社	21
課・支店・支社	12
損害サービスセンター	10

関西

部	3
サービス支店・支社	14
支社	1
損害サービスセンター	1

東海・北陸

部	4
サービス支店・支社	20
支社	1
損害サービスセンター	1

九州・沖縄

部	2
サービス支店・支社	10
支社	1
事務所	1
損害サービスセンター	1

各店舗の一覧についてはP.132「店舗の一覧」をご覧ください。

(*1) 部には、「事業部、安心サービス部、火新損害サービス部」の合計部数を表示しています。

(*2) 当社では、各地のサービス支店・支社において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。



〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<http://www.nisshinfire.co.jp/>



東京海上グループ